

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 実施方針に関する質問回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 1	質問	2	4	第1	4	(2)				「維持管理・運営を行う既存施設」には、水処理系の施設は含まれないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
実施方針 2	質問	2	4	第1	4	(2)				本事業における、「既存施設」を具体的にお示し願います。	質問回答別添資料1本施設と既存施設の整理と役割分担をご参照ください。
実施方針 3	質問	2	4	第1	4	(2)				「本施設」とは、具体的には、『実施方針』P17(2)本施設の概要、に記載の施設と考えてよろしいですか。	実施方針質問回答No.2をご参照ください。
実施方針 4	質問	2	4	第1	4	(2)				「既存施設」とは、具体的には、『実施方針』P17(3)維持管理対象施設の概要、に記載の施設と考えてよろしいですか。	実施方針質問回答No.2をご参照ください。
実施方針 5	質問	2	12	第1	4	(3)	ウ			し尿・浄化槽汚泥の日最大搬入量は何t/日でしょうか、ご教示ください。	参考データとして、日最大搬入量276m ³ /日（平成23年4月実績）です。
実施方針 6	質問	2	14	第1	4	(3)	エ			家庭系一般廃棄物（生ごみ）とは、具体的にどのような生ごみを分別収集して受け入れるのでしょうか、ご教示ください。	現時点では決定しておりません。選定事業者との協議により今後決定する予定です。
実施方針 7	質問	2	15	第1	4	(3)	オ			事業系一般廃棄物（生ごみ）とは、具体的にどのような業種の生ごみを受け入れるのでしょうか、ご教示ください。	弁当仕出事業、給食調理場、病院、大手スーパーなどを想定しています。
実施方針 8	質問	2	18	第1	4	(4)				バイオマス量が予測よりも下回った場合には、バイオガスの発生量が減ってしまいバイオガス利活用による収入が得られないことも想定されます。日平均予測量と別に市として保証出来るバイオマス量についてご教示いただきたく。	バイオマス量の変動によるバイオガス発生量の変動については、7 選定事業者の収入（1）市のサービス購入費 イ 維持管理・運営業務の対価に示す算定式の、変動料金部分で対応し、最低保証量を提示する予定はありません。ただし、著しい変動があった場合については、協議を行います。
実施方針 9	質問	2	21	第1	4	(4)	イ			家庭系一般廃棄物（生ごみ）の日最大搬入量は何t/日でしょうか、ご教示ください。	日搬入量が最大となるのは年始最初の受入日で、約150t/日と想定しています。
実施方針 10	質問	2	21	第1	4	(4)	イ			事業系一般廃棄物（生ごみ）の日最大搬入量は何t/日でしょうか、ご教示ください。	日搬入量が最大となるのは年始最初の受入日で、約33t/日と想定しています。
実施方針 11	質問	2	22	第1	4	(4)	イ			「固形物が最大となる処理規模の年度の日平均値」との記載がありますが、「処理規模」について詳しくご教示願います。	生ごみと汚泥を合せた日バイオマス投入量（推計値）のうち、日固形物量を「処理規模」と表記しています。日固形物量が最大となる年度における日平均生ごみ投入量を「施設規模」（＝59t/日）としています。「処理規模」、「施設規模」は、受入・前処理設備の規模（能力）とは異なります。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 12	質問	2	23	第1	5					業務範囲に「工事監理業務」がありませんが、工事監理業務は、貴市が行われるという理解でよろしいでしょうか。その場合、6頁の(ア)市の業務範囲に「工事監理業務」が追加されると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	工事監理は、要求水準書(案) 4.3 建設業務(1)全般業務(ア)に示すとおり、選定事業者で実施していただきます。
実施方針 13	質問	2		第1	5					本事業の事業方式はBTO方式との記載がありますが、独立採算事業に係る設備(バイオガス利活用設備、未利用地利活用事業に係る設備等)の所有権についても運営開始時までに貴市へ引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	バイオガスの利活用事業については特定事業であり、市に運営開始時に所有権を移転していただきますが、未利用地利活用事業は付帯事業であり、それに係る設備は選定事業者の所有となります。
実施方針 14	質問	2		第1	5					本事業の事業方式はBTO方式との記載がありますが、独立採算事業に係る設備(バイオガス利活用設備、未利用地利活用事業に係る設備等)の所有権を貴市に移転した場合、独立採算事業に使用するために無償で借り受けることが可能との理解でよろしいでしょうか。	事業方式としては、市からのサービス対価とバイオガス利活用による料金収入(直接受取)により事業を実施する混合型の事業となりますので、バイオガス利活用事業に係る設備の賃借料や契約等は発生しません。未利用地利活用事業における設備等については、選定事業者の所有となります。
実施方針 15	質問	2		第1	5					本事業の事業方式はBTO方式との記載がありますが、独立採算事業に係る設備(バイオガス利活用設備、未利用地利活用事業に係る設備等)の所有権を貴市に移転しない場合(当該設備のみBOT又はBOOである場合)、BOTであれば簿価での引渡、BOOであれば事業期間終了後当該設備を民間事業者の費用で撤去する等のお考えについて、ご教示ください。	バイオガス利活用設備については、実施方針質問回答No.14をご参照ください。未利用地利活用事業については、付帯事業であり、選定事業者の独立採算事業となります。事業終了時には設備を撤去した上で土地を市に引渡す必要があります。
実施方針 16	質問	3		第1	5	(3)	ウ			『発酵不適物の資源化センターへの搬入料金は、市の負担』とありますが、事業者にて運搬単価(〇〇円/t又は△△円/回)を提案し、発酵不適物の搬入量又は回数に応じて貴市にてご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 17	質問	3		第1	5	(3)	ウ			『発酵不適物の資源化センターへの搬入料金は、市の負担』とありますが、当該料金は固定費ではなく変動費による精算との理解でよろしいでしょうか。	発酵不適物に係る資源化センターへの搬入料金について、選定事業者からは徴収しません。
実施方針 18	質問	3	2	第1	5	(1)	エ			想定されている近隣説明範囲・対象者をご教示願います。	近隣の校区の自治会を想定しています。
実施方針 19	質問	3	2	第1	5	(1)	エ			造成に必要な開発許可取得に際して、計画地に隣接する土地は全て公有地との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	質問回答別添資料2井戸位置土地所有関係図をご参照ください。
実施方針 20	質問	3	6	第1	5	(2)	ア			「既存施設(機械濃縮設備、汚泥脱水設備)の撤去及び更新」となっておりますが、要求水準書(案)では、建設業務に「既存施設の撤去業務」となっております。実施方針と要求水準の業務名の整合をお取りいただきたくお願いいたします。	ご指摘のとおり、要求水準書を変更します。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 21	質問	3	6	第1	5	(2)	ア			機械濃縮設備及び脱水設備は平成26年度末までに貴市が策定予定の長寿命化計画の対象でしょうか。それとも撤去、更新は同計画策定を待たずに決定しているのでしょうか。	長寿命化計画の対象であり、選定事業者の提案に基づき計画に反映する予定です。
実施方針 22	質問	3	6	第1	5	(2)	ア			本施設に新たな汚泥処理棟の建設が含まれておりませんが、機械濃縮設備、汚泥脱水設備の撤去及び更新にあたり、既存の汚泥処理棟も同時期に撤去するという点でよろしいでしょうか。	耐用年数経過後の平成41年度までは、撤去はできません。
実施方針 23	質問	3	7	第1	5	(2)	イ			建設用地の造成業務の中で、液状化対策については、市の範囲と考えてよろしいでしょうか。応募者で実施する場合には、施設建設範囲なのか、もしくは全敷地必要(75,000m ²)なのかご教示いただきたく。	液状化対策が必要な場合は、事業者の費用負担にて対策を行ってください。また対策範囲は、本施設に影響がないように事業者で判断し、対策を行ってください。
実施方針 24	質問	3	11	第1	5	(3)				本施設の維持管理・運營業務として、ア～オまで5種類の業務と細目が示されています。これらは全て、単一の維持管理・運営企業が担当する必要はなく、業務の内容に応じて個別の構成員、協力会社が担当してもよい、という考えでよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 25	意見	3	15	第1	5	(3)	イ	(イ)		「選定事業者は、～本施設において必要となる全ての修繕・更新及び既存施設において必要となる全ての修繕を行うこと」とあります。「本施設」には、既存機械濃縮設備及び汚泥脱水設備が含まれ、「既存施設」には、汚泥乾燥設備が含まれますが、これらの設備は、必ずしも選定事業者が納入した施設とは限りません。撤去までの修繕は貴市にて行っていただき、更新後の修繕は、選定業者が行うよう、ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。なお、維持管理運営の役割分担は質問回答別添資料1本施設と既存施設の整理と役割分担をご参照ください。
実施方針 26	質問	3	15	第1	5	(3)	イ	(イ)		既存の汚泥乾燥設備は、発酵後汚泥を全量利活用することにより不要となった場合は、撤去のみと考えてよろしいですか。(更新は不要と考えてよろしいですか。)	ご理解のとおりです。
実施方針 27	質問	3	15	第1	5	(3)	イ	(イ)		汚泥乾燥設備を主要部品単位で更新し、長寿命化を図るかの判断は提案者に委ねられるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 28	質問	3	16	第1	5	(2)	イ			既存施設を撤去した場合や今回設置する機器の更新時の処分費用は市の負担と了解してよろしいでしょうか。	選定事業者の負担となります。ただし、鉄くず等有価で売却可能なものは市で処分します。
実施方針 29	質問	3 16	19 図2							既存の汚泥乾燥設備について、各設備ごとに更新不可期間が設定されています。更新不可の考えについて、更新可能年度以降に既存設備の撤去を行えば、それ以前に更新設備整備を進めても良いのか、更新可能年度以降でなければ更新設備整備に着手してはいけないのか、ご教示下さい。	撤去が不可ということであり、更新自体はそれ以前に行うことが可能です。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 30	質問	3	17	第1	5	(3)	イ	(イ)		「既存施設において必要となる全ての修繕を行う」とありますが、提案時点で既存施設の全ての修繕を見通し、計画書（実施時期と費用を含め）を提案し、その内容を保証する必要があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 31	質問	3	17	第1	5	(3)	イ	(イ)		既存の汚泥乾燥設備について、乾燥機等は使用期限が指定されていますが、その期間内の修繕は事業者が実施するが、リスク分担表に基づき、貴市の帰責事由によるものは、貴市が費用負担するという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 32	質問	3	19	第1	5	(3)	イ	(イ)		「なお、既存の汚泥乾燥設備については・・・撤去することとし」とありますが、汚泥乾燥設備の撤去及び更新は、建設業務でしょうか、それとも、維持管理業務でしょうか。いずれの業務であるか明確化願います。	建設業務です。
実施方針 33	質問	3	19	第1	5	(3)	イ	(イ)		「既存の汚泥乾燥設備については、事業終了までに撤去し」とありますが、撤去する時期は、選定事業者の提案事業次第で任意でしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。ただし、既存の汚泥乾燥設備を継続使用し、新たな設備を設置しない場合は、撤去は不可です。
実施方針 34	質問	3	19	第1	5	(3)	ア	(イ)		既存の汚泥乾燥設備については、事業終了までに撤去することとありますが、撤去時期については制限はなく事業者の提案で行えるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針質問回答No. 33をご参照ください。
実施方針 35	質問	3	23	第1	5	(3)	ウ			受け入れたバイオマス中の発酵不適物の量または割合に関して、ご教示願います。	生ごみについては、発酵不適物の割合を約10%と想定しています。 し尿・浄化槽汚泥については、参考データとして、スクリープレス脱水後きょう雑物で平均1.1 t/日（0.55%：実績値）です。
実施方針 36	質問	3	25	第1	5	(3)	ア	(ア)		発酵不適物の運搬は選定事業者行うこととありますが、ここで言う選定事業者とはSPCのことでしょうか、それともSPCから委託を受ける運営業務を行う構成員のことでしょうか。	SPCを示しています。
実施方針 37	質問	3	25	第1	5	(3)	ウ	(ア)		発酵不適物の運搬を選定事業者が行うことに際し、必要な許可はありますか。	特に想定しておりません。
実施方針 38	質問	3	25	第1	5	(3)	イ	(イ)		発酵不適物の資源化センターへの運搬に関して第三者への委託は不可とありますが、発酵不適物の運搬業務を担当する構成企業または協力企業に対して、市から直接に委託が行われるのでしょうか。	市から構成企業又は協力企業へ委託を行うことは想定しておりません。
実施方針 39	質問	3	25	第1	5	(3)	ウ	(ア)		発酵不適物の資源化センターへの運搬について選定事業者として一般廃棄物の収集運搬業の許認可を取得する必要がありますでしょうか。	実施方針質問回答No37をご参照ください。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 40	質問	3	25	第1	5	(3)	ウ	(7)		発酵不適物の資源化センターへの運搬について、選定事業者が設立するSPCが運搬用車両の運転手を直接雇用する必要がありますでしょうか。	直接雇用に限定しません。
実施方針 41	質問	3	25	第1	5	(3)	ウ	(7)		発酵不適物の資源化センターへの運搬について、運搬用車両は選定事業者が購入・所有する必要がありますでしょうか？リース車両でも宜しいでしょうか。	運搬用車両はリース車両でも可能です。
実施方針 42	質問	3	26	第1	4	(3)	ウ	(7)		「発酵不適物の資源化センターへの運搬は、廃掃法に基づき、選定事業者から第三者への委託は不可とします」とのことですが、発酵不適物は、選定事業者が業として行うバイオマスの受け入れ管理及び処理の過程で発生する廃棄物ですので、選定事業者の支配管理する事業活動に伴って排出される廃棄物と言うことができ、選定事業者がその排出事業者になると考えられます。したがって、排出事業者である選定事業者が、第三者に対して廃棄物の運搬を委託することは、廃掃法第6条の2第6項（一般廃棄物の場合）又は同法第12条5項（産業廃棄物の場合）に従い、可能であると考えます。他方、仮に第三者への委託が不可であるとすると、SPCである選定事業者自身が運搬しなければなりません、そのようなスキームは、SPCが自ら運搬人員や運搬車両を確保しなければならないことを意味しますので、第三者に委託する場合と比べてコスト増となります。また、このようなスキームは、そもそも受託事業者に適切にリスクを分配してSPCにはリスクを残さないという本来のプロジェクトファイナンスの考え方に反し、金融機関からの融資に支障が生じる可能性があります。以上により、「第三者への委託は不可」との記述は削除して頂き、第三者に委託することも可能として頂くようお願いいたします。	前段、発酵不適物は、市の排出する一般廃棄物であり、選定事業者は排出事業者にあたりません。第三者委託に関する考え方は、実施方針質問回答No. 36, 40, 41をご参照ください。
実施方針 43	質問	3	27	第1	5	(3)	ウ	(7)		「選定事業者から第三者への委託は不可」とありますが、全くの新設で実態は融資の受皿だけの会社（SPC＝選定事業者）が産廃運搬処理の許可をとることは難しいため、許可を保有する構成企業か協力企業が運搬を受託する方法は許されませんかでしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No. 37及びNo. 38をご参照ください。
実施方針 44	意見	3	27	第1	5	(3)	ウ	(1)		「選定事業者から第三者への委託は不可」とありますが、選定事業者（SPC）が自ら産業廃棄物収集運搬を行う場合、プロジェクトファイナンスによる資金調達には困難だと考えられますので、ご再考をお願いいたします。	実施方針質問回答No. 42をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 45	質問	3	27	第1	5	(3)	ウ	(7)		「発酵不適用」には、別紙3で示されている「沈砂槽」、「スクリーン」、「夾雑物脱水機」以外（例えば「原料貯留槽」、「発酵槽」）で発生する発酵不適用も含めてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 46	質問	3	28	第1	5	(3)	ウ	(7)		「搬入料金」とは、発酵不適用の処理費と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No.17をご参照ください。
実施方針 47	質問	3	29	第1	5	(3)	ウ	(4)		市によって保証される汚泥・生ゴミ量の最低量をご教示いただきたく。	実施方針質問回答No.8をご参照ください。
実施方針 48	質問	3	29	第1	5	(3)	ウ	(4)		バイオガス利活用により得られる収入は、汚泥・生ゴミ量に応じ、市に還元するとありますが、還元方法については、サービス購入費（維持管理・運營業務の対価）のうち従量制の変動料金の算定に用いる提案単価において、バイオガス利活用収入を考慮して差し引いた提案額（実施方針6頁11行イ）の形で、選定事業者側から提案するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 49	質問	3	29	第1	5	(3)	ウ	(4)		バイオガス利活用により得られる収入は、汚泥・生ゴミ量に応じ、市に還元するとありますが、還元方法については、サービス購入費（維持管理・運營業務の対価）のうち従量制の変動料金の算定に用いる提案単価において、バイオガス利活用収入を考慮して差し引いた提案額とする場合、汚泥・生ゴミの変動リスクを選定事業者側に寄らせることになると想定されます。バイオガス利活用収入部分の還元を独立的に別途マイナスのサービス対価とすることは可能でしょうか。	変動料金において相殺した形でご提案いただくこととなりますが、提案時には内訳は提案させていただきます。
実施方針 50	質問	3	30	第1	5	(3)	ウ	(4)		バイオガスの利活用によって得られる収入は、汚泥・生ゴミ量に応じて市に還元とあるが、どのように還元するのでしょうか。	実施方針質問回答No.48をご参照ください。
実施方針 51	質問	3	31	第1	5	(3)	ウ	(4)		「選定事業者の収入とすることができまが」とありますが、頁8の図1. の※の記載ように、すべて場内利用を提案すれば、サービス購入料にもできるとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	場内利用により削減可能な維持管理運営費等を考慮した変動料金をご提案ください。
実施方針 52	質問	3	31	第1	5	(3)	ウ	(4)		「利活用により得られる収入は汚泥・生ゴミ量に応じ市に還元」とありますが、還元する金額について最低金額等のご指定は考えられているのでしょうか。	最低金額の指定はありません。なお、実施方針質問回答No.48を参照してください。
実施方針 53	質問	3	32	第1	5	(3)	ウ	(4)		「汚泥・生ゴミ量に応じ、市に還元するものとします」とありますが、どのような場合に、どのように収入を還元するのでしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No.48をご参照ください。
実施方針 54	質問	4	3	第1	5	(3)	エ	(ウ)		「外溝維持管理業務」とは具体的にどのような内容でしょうか。	場内清掃、草刈り、樹木剪定等を想定しています。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 55	質問	4	5	第1	5	(3)	エ	(ウ)		本事業範囲の見学者対応の参考とするため、現在の中島処理場への見学者の人数(〇人/月)を教えてください。	小学生を中心に年間8～10校、600～800人の見学者があり、時期は5～7月に集中しています。1回あたりの参加人数は30～90人(1～3クラス)です。ただし施設完成後は関係自治体からの見学者の増加が想定されます。
実施方針 56	質問	4	5	第1	5	(3)	エ	(ウ)		本施設のPR業務とありますが、見学者対応の実績数、あるいは想定数をご教示願います。	実施方針質問回答No. 55をご参照ください。
実施方針 57	意見	4	6	第1	4	(3)	エ	(カ)		住民対応業務の、主たる負担者は、貴市になるのでしょうか。	要求水準書(案) 5.4 (6) をご参照ください。
実施方針 58	質問	4	7	第1	5	(3)	エ	(キ)		「データの整理・協力」とありますが、具体的にどんな作業ですか、ご教示ください。	要求水準書(案) 5.4 (7) をご参照ください。
実施方針 59	質問	4	9	第1	5	(3)	オ			事業終了後の大規模修繕・更新等業務の提案業務は、考え方を示す程度とし、具体的な工事物量までの提案ではないと考えますがよろしいでしょうか。	今後発生する更新内容及び時期、概算事業費を提案していただきます。
実施方針 60	意見	4	12	第1	5	(4)				『別紙5に示す方法により適切に利活用又は処理を行なって下さい』とありますが、利活用又は処理を計画する場合、対象となる汚泥、生ごみ等の重金属類や有害物質等について開示いただく必要があると考えます。募集要項等での開示をご検討ください。	公共下水道汚泥及び地域下水道汚泥については、直近5年程度の重金属類及び有害物質の情報を募集要項等の公表時に開示する予定です。なお、放射性物質については、現在、豊橋市のホームページで公開していますので、別途開示の予定はありません。 し尿・浄化槽汚泥、生ごみは生活排出によるものであるため、重金属類及び有害物質の情報については市では有しておりません。
実施方針 61	質問	4	14	第1	5	(5)				付帯事業である①未利用地利活用業務、②提案バイオマスの処理業務に係る提案は、提案書の必要的記載事項でしょうか。(付帯事業の実施を提案しないことは可能でしょうか。)	提案しないことも可能です。
実施方針 62	質問	4	14	第1	5	(5)				付帯事業である①未利用地利活用業務、②提案バイオマスの処理業務に係る提案は、提案書の非価格要素の審査において、基礎点(必須項目)の対象ではなく、加点項目事由でしょうか。	詳細は、募集要項と同時に公表する事業者選定基準にて示します。
実施方針 63	意見	4	14	第1	5	(5)				付帯事業の提案は、豊橋市に地代又は施設利用料が入るメリットがあります。一方、SPCにとっては独立採算による事業リスクが増え、SPCの本業であるバイオガス利活用事業の経営に影響を与えることとなります。付帯事業の提案は一長一短であり、事業者選定時には事業費の削減効果を含め選事業者定評価項目の対象外にすべきと考えます。あくまでも付帯事業の提案は、選定評価以外の動機づけで民間事業者に提案の有無を判断させるべきと考えます。	ご意見として承ります。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 64	質問	4	15	第1	5	(5)	ア			未利用地で行うことが出来る、独立採算事業の収益を本施設業務に充当し、提案価格を下げる提案はできないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 65	質問	4	15	第1	5	(5)	ア			付帯事業（未利用地活用業務）の提案は、任意かと存じますが、提案した場合、加点評価が得られるものと考えてよろしいですか。	実施方針質問回答No. 62をご参照ください。
実施方針 66	質問	4	15	第1	5	(5)	ア			付帯事業（未利用地活用業務）の事業期間はどのようにお考えでしょうか。開始と終了は任意でしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 67	質問	4	15	第1	5	(5)	ア			「未利用地活用業務」は、平成49年6月まで必ず実施しなければならないのでしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No. 66をご参照ください。
実施方針 68	質問	4	15	第1	5	(5)	ア			「未利用地活用業務」で使用する敷地は、事業終了時、元の状態（更地）とする必要はありますでしょうか、ご教示ください。	更地返還を原則とします。
実施方針 69	質問	4	15	第1	5	(5)	ア			未利用地活用業務に係る施設も、本施設と併せて所有権を市に移転するのでしょうか。	未利用地活用事業に係る施設は、選定事業者の所有となります。
実施方針 70	質問	4	16	第1	5	(5)	ア			ここでいう対象敷地とは、実施方針第4、1立地条件等（16頁）に示されている対象敷地のことでしょうか。すなわち、全体敷地291,380㎡のことをいうのでしょうか。	実施方針16頁、第4、1立地条件等の対象敷地の「建設用地：75,000㎡」です。実施方針別紙3「敷地図」を参考にしてください。
実施方針 71	質問	4	16	第1	5	(5)	ア			未利用地活用業務で独立採算事業を行うために整備した施設の所有権は、選定事業者となるのでしょうか。	実施方針質問回答No. 69をご参照ください。
実施方針 72	質問	4	16	第1	5	(5)	ア			未利用地活用業務で独立採算事業を行うために整備した施設は、事業終了後は撤去する必要がありますでしょうか。	実施方針質問回答No. 68をご参照ください。
実施方針 73	質問	4	17	第1	5	(5)	ア			本施設の次期更新敷地相当面積を当該未利用地内で確保することになっていますが、本施設と同規模の施設を建設する想定で見込めばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 74	質問	4	19	第1	5	(5)	ア			「下水処理場内における用地貸付けによる事業であることに留意」とありますが、具体的に何を留意すべきなのでしょうか。規制等がございましたらご明示願います。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定による手続きが必要となりますので、募集要項等公表後に提案内容を確認させていただいた上で、市がその適性を判断し、個別に通知します。
実施方針 75	質問	4	19	第1	5	(5)	ア			「下水処理場内における用地貸付けによる事業であることに留意」とありますが、「留意が必要な場合」とは具体的にどのような事象を想定されていますでしょうか。	実施方針質問回答No. 74をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 76	質問	4	26	第1	5	(5)	ア			「未利用地の利活用を提案しない場合は、市が未利用地の利活用について検討するため、まとまった未利用地を残すように施設の配置を計画してください。」とありますが、面積、位置については提案によるものとし、特に指定はないもの、との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 77	質問	4	28	第1	5	(5)	イ			提案バイオマスを処理する場合、本事業で必要とする施設規模、処理システムを増強して受入、処理してもよいのでしょうか、ご教示ください。	特定事業で整備する施設を利用した提案バイオマスの処理については、特定事業の実施に必要な施設の規模の余力の範囲内としてください。
実施方針 78	質問	4	28	第1	5	(5)	イ			提案バイオマスを処理する場合、提案バイオマスを処理するための設備や水槽を付加することは可能でしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No. 77をご参照ください。
実施方針 79	質問	4	28	第1	5	(5)	イ			付帯事業（提案バイオマスの処理業務）の提案は、任意かと存じますが、提案した場合、加點評価が得られるものと考えてよろしいですか。	実施方針質問回答No. 62をご参照ください。
実施方針 80	質問	4	28	第1	5	(5)	イ			付帯事業（提案バイオマスの処理業務）の事業期間はどのようにお考えでしょうか。開始と終了は任意でしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 81	質問	4	29	第1	5	(5)	イ			本市のバイオマス以外のバイオマスとは産業廃棄物を指しているとの理解でよろしいでしょうか。その場合は、当該施設の産業廃棄物処理施設としての都市計画変更が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、バイオマスの種類について想定はありません。後段、産業廃棄物の受入を行う場合は、都市計画の変更は想定しておりません。 その他必要な手続きを実施してください。
実施方針 82	質問	4	29	第1	5	(5)	イ			本市のバイオマス以外のバイオマスとは、例えば近隣自治体にあるの食品工場等から発生する産業廃棄物を想定しているのでしょうか、ご教示ください。	想定はありません。
実施方針 83	質問	4	29	第1	5	(5)	イ			本市のバイオマス以外のバイオマスとして産業廃棄物を受け入れる場合、産業廃棄物中間処理施設の諸手続きは民間事業者が実施するということよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 84	質問	4	32	第1	5	(5)	イ			提案バイオマスの処理に伴い追加的に整備する設備も、本施設と併せて所有権を市に移転するのでしょうか。	実施方針質問回答No. 77及びNo. 78をご参照ください。
実施方針 85	意見	4	32	第1	5	(5)	イ			「提案バイオマスの処理により新たに発生する費用は事業者の負担」となっています。一方、その実施にあたっては、「提案バイオマスの処理量に応じて市に施設利用料を支払う必要がある」とされています。事業者の費用負担で整備した設備については、使用料を免除していただくよう希望します。	実施方針質問回答No. 77及びNo. 78をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 86	質問	4	33	第1	5	(5)				未利用地活用業務の実施により『近隣説明や近隣対応はすべて事業者の責により行なうものとする』とありますが、未利用地活用業務として太陽光発電等、廃棄物の処理に関連しない事業を行う場合にも近隣への説明や近隣対応を行なう必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	選定事業者の費用と責任で実施してください。
実施方針 87	質問	4	33	第1	5	(5)				未利用地活用業務の実施により『近隣説明や近隣対応はすべて事業者の責により行なうものとする』とありますが、未利用地活用業務として太陽光発電等、廃棄物の処理に関連しない事業を行う場合にも近隣への説明や近隣対応を行なう必要がある場合、想定される近隣への説明頻度・内容についてご教示ください。	実施方針質問回答No. 86をご参照ください。
実施方針 88	質問	4	37	第1	5	(5)	イ			提案バイオマスの量について、し尿・浄化槽汚泥、生ごみと併せて下水道汚泥の処理量を超えてはならない理由は何でしょうか。	交付金の交付要件を満たさなくなるためです。
実施方針 89	意見	4	37							『提案バイオマス量については、し尿・浄化槽汚泥、生ごみと提案バイオマスを併せた処理量が、下水道汚泥の処理量を超えないようにしてください。』とありますが、提案バイオマスの上限量の考え方について具体的にお示し下さい。要求水準書の別紙4 投入バイオマス量予測値の投入固形分量 (TS) の予測値では、し尿・浄化槽汚泥、生ごみを合わせた値が下水道汚泥の量を上回っており、提案バイオマス量の上限値が不明確であると思われま。募集要項等での開示をご検討ください。	実施方針別紙4 投入バイオマス量予測値の投入量 (m ³) でご判断ください。
実施方針 90	質問	5	1	第1	5	(5)	イ			「下水道汚泥の処理量を超えないように」とありますが、本事業は下水道事業として整理されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 91	質問	5	2	第1	5	(6)				発酵不適物の受入は、市の業務範囲ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 92	意見	5		第1	6				表1	設計・建設期間（試運転含む）が平成26年12月～平成29年6月とされていますが、建設期間が短いと考えられます。平成29年12月（半年延長）まで延ばしていただくようご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
実施方針 93	質問	5	10	第1	6					事業期間は「平成26年12月の契約締結から平成49年6月まで」との記載がありますが、22年6か月ではなく22年7か月との理解でよろしいでしょうか。	契約は議会の議決によるため、12月の下旬になることを想定しています。
実施方針 94	質問	5	10	第1	6					表1において、設計・建設期間終了日および施設の引渡期日は平成29年6月30日、維持管理・運営期間は平成29年7月1日～平成49年6月30日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 95	質問	5	10	第1	6					表1において、設計・建設期間終了日および施設の引渡期日は平成29年6月30日、維持管理・運営期間は平成29年7月1日～平成49年6月30日との記載がありますが、運営期間の満了日は年度末（例えば平成50年3月31日）としたほうが種々の手続きが煩雑とらないと考えますが、年度途中での満了とした理由について、ご教示ください。	事業終了後の移行等を支障なく行うことを想定し年度途中としています。
実施方針 96	質問	5							表2	設計・建設期間中の各年度ごとの出来高支払いは一切無い(竣工時一括払い)とのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 97	質問	5							表2	現在、貴市で想定している、交付金の種類・補助率・交付対象範囲をご教示下さい。	基幹事業【下水道事業】（交付率55%）、効果促進事業（交付率 50%）、新世代下水道支援事業（交付率 汚泥 55% 生ごみ25%）、M I C S事業（交付率 55%）を想定しています。 範囲については募集要項等でお示しします。
実施方針 98	質問	5							表2	リスク分担表（P.25）から、しゅん工日の金利に基づき元利均等で支払われるものと思料致しますが、金利の決定・改定プロセスについて御教示願います。	金利については、引渡日の2営業日前に決定し、10年後に見直します。
実施方針 99	質問	5		第1	7	(1)	ア	a	表2	設計業務、建設業務の対価のうち交付金該当金額を一括で選定事業者を支払うとの記載がありますが、本施設のうち、市が交付金申請を予定している対象設備と対象設備毎の交付金の種類および交付率をご教示いただきたく。	実施方針質問回答No.97をご参照ください。
実施方針 100	質問	5		第1	7	(1)	ア	a	表2	選定事業者の収入 表2に定める設計・建設業務の対価については、供用開始後のモニタリングによる減額の対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 101	質問	5		第1	7	(1)	ア	a	表2	選定事業者の収入 表2に定める設計・建設業務の対価については、発酵後汚泥の利活用業務とは支払上、リスクが分離させており、供用開始後に減額される対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 102	質問	5		第1	7	(1)	ア		表2	「a竣工時一括払い」は、「交付金に該当する金額」とありますが、設計業務及び建設業務の対価のうち、「何割の金額」が支払われるのでしょうか。それとも、設計業務及び建設業務の対価の「割合」ではなく、「固定金額」が支払われるのでしょうか。（「交付金に該当する金額」の算出方法について、ご教示ください。）	交付金に該当する額については、市が提示する交付金交付条件に基づき、選定事業者で算出していただく予定です。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 103	質問	5		第1	7	(1)	ア		表2	「a竣工時一括払い」について、「引渡し後に…一括で選定事業者に支払う」とありますが、平成29年6月の引渡し後、SPCへの支払時期はいつ頃（何日後、何ヶ月後等）になるのかご教示ください。	本施設の引渡し後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払います。
実施方針 104	質問	5	29	第1	7	(1)			表2	a竣工時一括払い 交付金に該当する金額の割合はどの程度を見込んでおられるか教えてください。	市の試算では、30%程度を見込んでおりますが、事業者の提案により異なります。
実施方針 105	質問	5	29	第1	7	(1)			表2	a 竣工時一括払い 通常の建設工事の場合、工期が複数年度にわたる場合は、年度毎の出来高払いになりますが、本事業では、出来高払いは無く、一括払いになるのでしょうか。	実施方針質問回答No. 96をご参照ください。
実施方針 106	質問	5	29	第1	7	(1)	ア		表2	a 竣工時一括払い 対象は、バイオガスの精製・利活用業務、及び発酵後汚泥の利活用業務に伴う設計・建設業務の対価と考えてよろしいですか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 107	質問	5	29	第1	7	(1)	ア		表2	a 竣工時一括払い 「交付金に該当する金額」に相当する設計・建設業務は、バイオガスの精製・利活用業務、及び発酵後汚泥の利活用業務と考えてよろしいですか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 108	質問	5		第1	7	(1)	ア		表2	a 竣工時一括払いの欄で「交付金に該当する金額」とありますが、募集要項公表時に交付金の目安（施設整備費の〇%等）はご教示いただけるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
実施方針 109	質問	5		第1	7	(1)	ア		表2	「a 竣工時一括払い」「c 更新時一括払い」において「交付金に該当する金額」とありますが、補助金の申請者は貴市であり、交付金の受給可否に係るリスクは、貴市の負担だと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 110	質問	5		第1	7	(1)	ア		表2	「a 竣工時一括払い」「c 更新時一括払い」において「交付金に該当する金額」とありますが、当該金額は、交付金としてではなく、あくまでもサービス対価の一括払い分として、SPCに支払われると理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 111	質問	5		第1	7	(1)	ア		表2	「a 竣工時一括払い」「c 更新時一括払い」において「交付金に該当する金額」とありますが、公募時に、交付金の種類及び各交付金の条件（上限額、対象工事及び比率等）を明示いただき、交付金受給の可否及び実際の受給金額にかかわらず、応募者が提案した一括払い金額を一括払いいただきたくお願いいたします。（当選後に一括払い金額が変更になると、ファイナンスに支障が生じる可能性があります。）	交付金金額の変更リスクは、市のリスクとし、一括払い金は変更しないことを想定しています。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 112	意見	5		第1	7	(1)	ア		表2	「a 竣工時一括払い」「c 更新時一括払い」において「交付金に該当する金額」とありますが、一括払いで支払われる額は各対価の2/3以下だと考えてよろしいでしょうか。一括払い額は、法人税法上、割賦処理が認められる範囲としていただきたくお願いいたします。	2/3を超えることは想定していません。
実施方針 113	質問	6		第1	7	(1)	ア		表2	「a 更新時一括払い」とありますが、17頁表5によると、更新すべき汚泥乾燥設備は複数あり、それぞれの更新時期が異なると思われます。「更新時」は何の更新時でしょうか。「更新時」の定義についてご教示願います。	供用開始後に更新される設備の更新費については、設備ごとに更新される時期が異なる場合、それに応じて支払います。
実施方針 114	質問	5		第1	7	(1)			表2	本施設の引渡し後に交付金に該当する金額を一括で支払うとありますが、年度ごとの出来高はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針質問回答No. 96をご参照ください。
実施方針 115	質問	5	29	第1	7	(1)			表2	表2中、「交付金に該当する金額」とありますが、交付金に該当する・しないを、施設毎に具体的にお示し願います。	募集要項等でお示しします。
実施方針 116	質問	5	29	第1	7	(1)			表2	b 事業期間中の割賦払い 「b 事業期間中の割賦払い（元利均等）」に対応する基準金利の決定日は、25頁の別紙-1 リスク分担表の25・26に、「金利基準日（しゅん工日）」とありますので、本施設の引渡し時に決定されるものと思われませんが、「d 事業期間中の更新にかかる割賦払い（元利均等）」に対応する基準金利は、提案書に基づき実施される、事業期間中の更新完了時や建設・設計業務完了時に決定される、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 117	質問	5	29	第1	7	(1)			表2	b 事業期間中の割賦払い 対象は、既存設備（機械濃縮設備、汚泥脱水設備）の撤去及び更新に伴う設計・建設業務の対価と考えてよろしいですか。	供用開始までに必要となる業務に関する費用のうち、交付金の金額及び既存設備の撤去費を除いた額となります。
実施方針 118	質問	5	29	第1	7	(1)			表2	b 事業期間中の割賦払い 「維持管理・運営期間にわたって～四半期ごとに割賦で支払う」とありますが、20年×四半期＝80回払い、と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
実施方針 119	質問	6		第1	7	(1)	ア	c	表2	平成28年度以降に1号乾燥機、平成33年度以降に2号乾燥機の撤去工事のみを実施する場合も交付金の該当金額が一括で支払われると考えてよろしいでしょうか。	撤去工事に関する交付金はありません。ただし、撤去費については、一括で支払います。
実施方針 120	質問	6		第1	7	(1)	ア	c	表2	平成28年度以降に1号乾燥機、平成33年度以降に2号乾燥機の撤去工事のみを実施する場合の交付金の予定交付率をご教示いただきたく。	実施方針質問回答No. 119をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 121	質問	6		第1	7	(1)	ア		表2	「 \circ 更新時一括払い」は、「交付金に該当する金額」とありますが、既存の汚泥乾燥設備の設計業務及び建設業務の対価のうち、「何割の金額」が支払われるのでしょうか。それとも、設計業務及び建設業務の対価の「割合」ではなく、「固定金額」が支払われるのでしょうか。（「交付金に該当する金額」の算出方法について、ご教示ください。）	交付金に該当する額については、市が提示する交付金交付条件に基づき、選定事業者で算出していただく予定です。
実施方針 122	質問	6		第1	7	(1)	ア		表2	「 \circ 更新時一括払い」について、「更新後に一括で選定事業者に支払う」とありますが、更新後、SPCへの支払時期はいつ頃（何日後、何ヶ月後等）になるのかご教示ください。	更新後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払います。
実施方針 123	質問	6	1	第1	7	(1)	イ			本施設の修繕・更新および既存施設の修繕の費用は維持管理・運營業務の対価に含まれると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 124	質問	6	1	第1	7	(1)	イ			『提案単価は、バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額とします。』とありますが、FIT制度によりバイオガスによる売電収入を見込む場合、提案時から売電単価が見直された時には改めて提案単価を見直せるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 125	質問	6	5	第1	7	(1)	イ			燃料費、光熱水費、薬剤費、消耗品費等のうち、バイオマスの処理量が変化しても変動しない費用（例えば、メタン発酵槽の攪拌機で処理量が変わっても常に同じ動力で運転しているもの）については固定料金として考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 126	質問	6	5	第1	7	(1)	イ			公共下水道汚泥、地域下水道・し尿浄化槽汚泥、生ごみが混合している設備の変動料金は応募者の任意により各汚泥毎の処理単価に配分してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 127	質問	6	7	第1	7	(1)	イ			今後の電力事情を考えると、電気料金相当のサービス対価部分については、提案単価ではなく、要求水準書で予め想定単価を貴市が設定し、実勢に応じて適宜スライドする方が、民間にとって物価変動リスクが少なくなる、と考えます。	提案段階で維持管理運営費やバイオガス利活用による収入の内訳を提出していただけます。基準とする指数を設定し、内訳を元に物価変動等の見直しを実施します。
実施方針 128	意見	6	7	第1	7	(1)	イ			提案単価は、バイオガスを有効利用受入先の需要や売買価格の著しい変動があった場合、事業期間中に見直しいただけるものかどうか、ご教示ください。	物価変動等による見直しを除き原則として固定とします。ただし著しい変動があった場合は、協議は可能です。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 129	質問	6	7	第1	7	(1)	イ			サービス購入費の変動料金における提案単価は、事業期間中固定でしょうか。途中で見直すことはできないのでしょうか。	物価変動等による見直しを除き原則として固定とします。ただし著しい変動があった場合は、協議は可能です。
実施方針 130	質問	6	8	第1	7	(1)	イ			「提案単価は、バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額とします」とありますが、20年間売却単価が一定と考えるのは非現実的ですので、提案単価は定期的に見直されると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No. 129をご参照ください。
実施方針 131	質問	6	8	第1	7	(1)	イ			「提案単価は、バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額とします」とありますが、この単価調整がバイオガス収入の市への還元方法であり、還元割合は提案事項と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 132	質問	6	8	第1	7	(1)	イ			バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額を提示とのことですが、バイオガス発生量は搬入原料の質・量に依存します。貴市による原料供給保証等が契約に盛り込まれるのでしょうか。	バイオガスの質については、一定の幅を設定し、一定の幅の範囲内での変動は選定事業者のリスク、それ以上の変動については、市のリスクとすることを想定しています。幅については、募集要項等で示します。量の変動については、従量制の変動料金において対応しますが、著しい変動があった場合は、協議は可能です。
実施方針 133	質問	6	18	第1	7	(1)	ウ	(イ)		非有価物としての処理に関するサービス対価の算出にあたり、全体TS量は市が設定していただけるのでしょうか。	実施方針別紙 4 予測バイオマス量の投入TS量を提案時のTS量とすることを想定しています。
実施方針 134	質問	6	19	第1	7	(1)	ウ	(イ)		非有価物としての処理する場合の発酵後汚泥の資源化センターにおける処理単価をご教示いただきたく。有価物として利活用するかどうかの判断材料となります。	提案時には18,000円/tで見込んでください。
実施方針 135	質問	7	2	第1	7	(1)	ウ	(イ)		「非有価に関する提案TS単価」の算出に当たり資源化センターもしくは市の指定する場所における処理単価および処理費をご教示いただきたく。	提案時には18,000円/tで見込んでください。
実施方針 136	質問	7	2	第1	7	(1)	ウ	(イ)		「非有価に関する提案TS単価」の算出に当たり資源化センター以外の「市の指定する場所」までの運搬費用を算出するために想定運搬距離をご教示いただきたく。	提案時の運搬費用は資源化センターへの運搬を前提に見込んでください。
実施方針 137	質問	7	2	第1	7	(1)	ウ	(イ)		非有価に関する提案単価には資源化センター等の処理費が含まれますが、資源化センターにおける処理単価（t当たりの単価）をご教示願います。	実施方針質問回答No. 134をご参照ください。
実施方針 138	質問	7	3	第1	7	(1)	ウ	(イ)		「なお、資源化センター等での処理費」とありますが、処理費とはセンターの受入料金のことで、これが改定された時は、提案単価も連動して改定されると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 139	意見	7	4	第1	7	(1)	ウ	(イ)		発酵後汚泥は、選定事業者が業として行う維持管理・運営業務の過程で発生する廃棄物ですので、選定事業者の支配管理する事業活動に伴って排出される廃棄物と言うことができ、選定事業者が排出事業者となると考えられます。したがって、資源化センターにおける処理費は、排出事業者である選定事業者が資源化センターと処理委託契約を締結して、選定事業者が資源化センターに対して直接支払う必要があると考えます。そこで、貴市におかれては、資源化センターにおける処理費も含めてサービス対価として支払って頂くようお願いいたします。	発酵後汚泥は、市の廃棄物となります。
実施方針 140	質問	7	6	第1	7	(1)	ウ	(イ)		同式における【非有価に関する提案TS単価】は、資源化センターにおける処理、運搬費等を勘案し、応募者が設定してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 141	質問	7	6	第1	7	(1)	ウ	(イ)		同式における【非有価による処理に関するサービス対価】は、入札金額に含まれると理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 142	質問	7	6	第1	7	(1)	ウ	(ウ)		市が直接引き取る汚泥は、現在と同様、「のんほいユーキ」のブランドで市民等に無償で譲渡する予定でしょうか。	新たな乾燥汚泥として肥料登録を行い、市民へ無償配布を予定しています。
実施方針 143	質問	7	8	第1	7	(1)	ウ	(ウ)		市が引き取りを求めた場合と記載がありますが、引取期間・引取数量の確約はないのでしょうか、ご教示ください。	確約はありません。
実施方針 144	意見	7	9	第1	7	(1)	エ			収益の還元ではなく、バイオガスの購入量を貴市に支払うスキームを提案いたします。	原案のとおりとします。
実施方針 145	質問	8		第1	7	(1)	オ		図1	「場内利用を提案する場合は、サービス購入型になります」とありますが、すべての処理を場内の施設で利活用した時は、市がその料金をサービス購入型の形で支払うという意味でしょうか、ご教示ください。	本事業は、市からのサービス対価とバイオガスの利活用による収入で維持管理運営費を賄うことを想定しており、利活用による収入がない場合は、サービス購入型となります。
実施方針 146	質問	8	1	第1	7	(1)	オ			独立採算型事業（①バイオガス利活用業務、②発酵後汚泥利活用業務、③未利用地利活用業務[付帯事業]、④提案バイオマスの処理業務[付帯事業]）が、業務開始後に不採算事業であった場合に、特別目的会社への財務的な悪影響等により、本事業のサービス購入型事業の継続的实施にも悪影響を及ぼすおそれがありますが、市と協議のうえ事業期間中に不採算の独立採算型事業の実施を廃止するオプションが特別目的会社に認められるのでしょうか。 合わせて、付帯事業である独立採算型事業と、付帯事業以外の独立採算型事業とで取扱いが異なるか否かについてもご教示いただきたく。	募集要項等でお示しします。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 147	質問	8	4	第1	8					「市は、都市計画変更手続きに先立ち」とありますが、中島処理場敷地内である本用地を、今何故、都市計画変更しなければならないのでしょうか。変更内容を具体的にご明示願いますようお願いいたします。	本施設については、一般廃棄物処理施設にも該当する施設となることから、それに伴う変更を想定しています。
実施方針 148	質問	8	6	第1	8					建設用地は市街化調整地域とのことですが、未利用地利活用にもなう都市計画の変更は必要ないとの解釈でよろしいでしょうか。	未利用地利活用については、都市計画の変更が必要な事業は想定していません。
実施方針 149	質問	8	7	第1	9					予定価格或いは上限価格は、募集要項等の公表時に、公表されるのでしょうか。	公表予定です。
実施方針 150	質問	8	14	第1	9	(2)	7			市の財政支出見込額の算定にあたっては、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、・・・これを現在価値に換算することにより評価を行ないます。とありますが、算定方法の具体的な内容も公表されるのでしょうか。	公表しません。
実施方針 151	質問	9	2	第1	9	(3)				「定量化が困難な場合」とは、具体的にどのような場合を指すのか、想定されているものがあればご教示ください。	定量化が困難なリスク移転による効果やサービス向上効果等を想定しています。
実施方針 152	質問	10	2	第2	1					公募型プロポーザル方式の場合、基本的に総事業費は事業者選定後の対話によって確定すると了解してよろしいでしょうか。	契約金額については、原則として提案時の提示額とします。
実施方針 153	質問	10	6	第2	2					提案書提出後、提案内容に関して審査側からの質疑（書面でのやり取り及び面談など）や応募者プレゼンテーションなどは実施されますでしょうか、ご教示ください。	募集要項等でお示しします。
実施方針 154	質問	10		第2	2				表3	平成26年6月の直接対話の申し込みは、応募者グループ、構成員単独いずれの単位でも申し込み可能と考えてよろしいでしょうか。	参加表明後となりますので、応募者グループごととなります。
実施方針 155	質問	10		第2	2				表3	優先交渉権者、次点提案者の決定は10月とありますが、10月に公表されるのでしょうか、ご教示ください。	公表の予定です。
実施方針 156	意見	10	7	第2	2				表3	応募者における事業スキームの構築、提案内容の検討、外部金融機関との交渉、資金調達条件決定等の為には、募集要項、事業契約書案、事業者選定基準等の詳細情報が不可欠ですが、これら募集要項等の公表時期は平成26年4月とされています。提案書の受付が同年8月であることから、応募者側の詳細検討の時間は決して十分ではないものと思われまので、募集要項、事業契約書案、選定基準等は、平成26年4月以前の可能な限り早期に公表して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 157	質問	10	32	第2	3	(1)	ウ			構成企業のうち代表企業が特別目的会社から請け負う業務の種類について、制限はなく、いかなる種類の業務であっても良いとの理解でよろしいでしょうか。例えば、マネジメント業務を請け負う構成企業が代表企業となることは可能でしょうか。	可能です。
実施方針 158	質問	11	9	第2	3	(2)				特別目的会社が直接業務を委託または請負わせる構成企業以外の出資者に対する出資要件及び制限があればご教示いただきたい。	実施方針第2、3、(6) 特別目的会社の設立をご参照ください。
実施方針 159	質問	12	13	第2	3	(3)				応募者の構成企業、協力企業は全て、平成26・27年度に市が発注する契約に関し、豊橋市の入札参加資格登録業者でなければならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 160	質問	12	13	第2	3	(3)				設計実績、建設施工実績、維持管理・運営業務実績の証明は、各参加資格要件を満たす企業が、該当案件の発注者の証明書で行うことも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 161	質問	12	16	第2	3	(3)	ア	(ア)		一級建築士事務所の登録を行っていることとありますが、これは会社として登録していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 162	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		設計の実績として、下水汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の建設工事を請負った者が、建設工事の中で実施設計を行ったものも認められるとの理解でよろしいでしょうか。下水道事業の場合はDB（設計・施工一括）発注は少ないという事情があります。	建設工事の契約の中で明確に設計業務が含まれており、それが証明可能な場合は実績として認めます。
実施方針 163	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の設計実績とは、消化ガス発電設備の設計実績があれば要件を満たしている、と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	消化ガス発電設備の設計実績のみでは要件を満たしません。
実施方針 164	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		設計企業は、下水道汚泥と下水道汚泥を除くバイオマス両方の設計実績が必要ですか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 165	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		『下水道汚泥を除く』とは、し尿・浄化槽汚泥は、除外範囲に入らないと考えてよろしいですか。	し尿・浄化槽汚泥は下水道汚泥に含めません。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 166	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		『平成16年度以降に、下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設及び下水道汚泥を除くバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の、維持管理・運営業務実績（1年以上）を有すること。』とありますが、バイオガスを回収する方式、ならびにエネルギー利用を行なう施設の方式が実績施設と提案施設と異なっても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 167	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		設計企業要件に「下水道汚泥を除くバイオマスから・・・」とありますが、下水汚泥と他のバイオマスとの混合処理は対象外でしょうか。	下水道汚泥と下水道汚泥を除くバイオマスを混合してバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設であれば、単独で参加資格要件に定める実績とします。
実施方針 168	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設及び下水道汚泥を除くバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の設計実績は、事例が少ないと思われるので、公募手続きの競争環境の阻害要因となる恐れがあります。参加資格要件の見直しは可能でしょうか。	参加資格要件の見直しを行う予定です。
実施方針 169	質問	12	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		バイオガスを回収する施設を設計した実績と、エネルギー利用する施設を設計した実績は、複数案件で満足すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 170	質問	12	21	第2	3	(3)	ア	(ウ)		「下水道汚泥を除くバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設」とありますが、「下水道汚泥を除くバイオマス」とは、2頁記載の「し尿・浄化槽汚泥」「家庭形一般廃棄物（生ごみ）」「事業系一般廃棄物（生ごみ）」だと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	下水道汚泥を除くバイオマスとは、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみとその他のバイオマスを想定しています。
実施方針 171	意見	12	32	第2	3	(3)	イ	(イ)		建築一式工事、管工事、機械器具設置工事、清掃施設工事、水道施設工事、電気工事及び土木一式工事とありますが、豊橋市では5業種しか登録できません。	参加資格要件の見直しを行う予定です。
実施方針 172	質問	12	33	第2	3	(3)	イ	(イ)		「その希望する業種が、建築一式工事、管工事、・・・土木一式工事であること。」とありますが、豊橋市入札参加資格において希望する業種は第1～第5希望の5業種に限定されています。第1～第5希望の業種でなくても、特定建設業の許可を有していれば参加資格要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答NO. 171をご参照ください。
実施方針 173	意見	12	33	第2	3	(3)	イ	(イ)		希望する業種が建築一式工事から土木一式工事まで7業種となっています。しかし、豊橋市への希望する業者の登録は1社5業種までとなっています。建設企業が単独の場合も認められていますが、この要件がありますと実際には単独企業の参加は不可能となり矛盾しています。	実施方針質問回答NO. 171をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 174	質問	13	5	第2	3	(3)	イ	(エ)		下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の施工実績とは、消化ガス発電設備の施工実績があれば要件を満たしている、と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	消化ガス発電設備の施工実績のみでは要件を満たしません。
実施方針 175	質問	13	5	第2	3	(3)	イ	(エ)		施工実績とは、平成16年度以降に受注したものか、あるいは平成16年度以降に引渡しをしたものかご教示願います。	平成16年度以降に引き渡したものとしします。
実施方針 176	質問	13	5	第2	3	(3)	イ	(エ)		下水汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の元請施工実績とありますが、下水汚泥からのバイオガス（消化ガス）を利用しての消化ガス発電設備の元請施工実績は認められるとの理解でよろしいでしょうか。下水道事業の場合、消化槽設備とエネルギー利用設備（発電設備等）が一括で発注される事例が少ないという事情があります。	実施方針質問回答No. 174をご参照ください。
実施方針 177	質問	13	5	第2	3	(3)	イ	(エ)		バイオガスを回収する施設を施工した実績と、エネルギー利用する施設を施工した実績は、複数案件で満足すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 178	質問	13	5	第2	3	(3)	イ	(エ)		国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証研究」を、自治体との共同研究体で受託し、下水汚泥および下水汚泥以外のバイオマスの混合調整やメタン発酵およびバイオガス精製に関わる実規模の実証施設を建設した実績を有する企業は対象項目の要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。なお、実証施設の規模は下水処理能力5000m ³ /日以上、または下水汚泥等処理能力0.7 t-DS日以上とし、7年以上の使用に耐えられるものとの要件でした。	国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証事業」の実証施設のうち、メタン発酵施設は実績として認めます。
実施方針 179	質問	13	6	第2	3	(3)	イ	(エ)		「下水道汚泥を除くバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設」とありますが、「下水道汚泥を除くバイオマス」とは、2頁記載の「し尿・浄化槽汚泥」「家庭形一般廃棄物（生ごみ）」「事業系一般廃棄物（生ごみ）」だと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	下水道汚泥を除くバイオマスとは、し尿・浄化槽汚泥及び生ゴミとその他のバイオマス等を想定しています。
実施方針 180	質問	13	19	第2	3	(3)	ウ	(7)		豊橋市への資格登録としての営業種目は、「下水道施設管理」でよろしいでしょうか。	参加資格要件の見直しを行う予定です。
実施方針 181	質問	13	19	第2	3	(3)	ウ	(7)		「施設維持管理等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること」とは、来年1/6～2/17までの入力期間であります、入札参加資格審査申請(物品・委託業務等)に申請後、名簿登載確認できましたら資格を有しているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、随時登録も可能ですので、参加資格確認申請までに登録してください。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 182	質問	13	21	第2	3	(3)	ウ	(イ)		下水道法第22条第2項に規定する政令で定められた資格者の所属先要件をご教示いただきたく。 特別目的会社、構成企業、協力会社、その他	所属先について特に指定はありませんが、施設が適切に維持管理できるような体制が必要であり、そのためには責任者である技術管理者は施設を維持管理する他の職員を監督しなければならないことに留意してください。
実施方針 183	質問	13	21	第2	3	(3)	ウ	(イ)		下水道法第22条第2項に規定する政令で定められた資格者は常駐が必要でしょうか。	施設が適切に維持管理できるような体制となるようご提案ください。
実施方針 184	質問	13	24	第2	3	(3)	ウ	(ウ)		廃掃法第21条第3項に規定する政令で定められた資格者の所属先要件をご教示いただきたく。 特別目的会社、構成企業、協力会社、その他	所属先について特に指定はありませんが、施設が適切に維持管理できるような体制が必要であり、そのためには責任者である技術管理者は施設を維持管理する他の職員を監督しなければならないことに留意してください。
実施方針 185	質問	13	24	第2	3	(3)	ウ	(ウ)		廃掃法第21条第3項に規定する政令で定められた資格者は常駐が必要でしょうか。	施設が適切に維持管理できるような体制となるようご提案ください。
実施方針 186	質問	13	24	第2	3	(3)	ウ	(ウ)		廃掃法第21条第3項に規定する政令で定められた資格者と下水道法第22条第2項に規定する政令で定められた資格者は兼任可能でしょうか。	資格を有していれば兼任可能です。
実施方針 187	質問	13	25	第2	3	(3)	ウ	(エ)		バイオガスを回収する施設の維持管理・運営実績と、エネルギー利用する施設の維持管理・運営実績は、複数案件で満足すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 188	質問	13	25	第2	3	(3)	ウ	(エ)		バイオガス回収・利用施設の建設工事に1年間の運転指導期間が含まれているケースについて、同期間について維持管理・運営業務実績を満たすと考えてよろしいでしょうか。	当該事業者が善管注意義務により維持管理・運営を行っている場合は実績と認めます。
実施方針 189	質問	13	25	第2	3	(3)	ウ	(エ)		下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設及び下水道汚泥を除くバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の維持管理・運営業務実績は、事例が少ないと思われしますので、公募手続きの競争環境の阻害要因となる恐れがあります。参加資格要件の見直しは可能でしょうか。あるいは、下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設または下水道汚泥を除くバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設に変更をご検討いただきたく。	参加資格要件の見直しを行う予定です。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 190	質問	13	25	第2	3	(3)	ウ	(エ)		国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証研究」を、自治体との共同研究体で受託し、下水汚泥および下水汚泥以外のバイオマスの混合調整やメタン発酵およびバイオガス精製に関わる実規模の実証施設を運転・維持管理した実績を有する企業は対象項目の要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。 なお、実証施設の規模は下水処理能力5000m3/日以上、または下水汚泥等処理能力0.7t-DS日以上とし、7年以上の使用に耐えられるものとの要件でした。 また、担当期間は複数の契約により1年以上を達成しています。 また、当該委託研究契約終了後も自治体と共同研究を継続し、運転・維持管理を1年以上担当しています。	国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証事業」の実証施設のうち、メタン発酵施設は実績として認めます。
実施方針 191	質問	13	27	第2	3	(3)	ウ	(エ)		維持管理・運営業務実績（1年以上）とありますが、参加資格確認日において、当該実績が1年以上あればよいと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 192	質問	13	32	第2	3	(3)	エ			“平成26・27年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。”とありますが、その他企業に関しては、貴市に申請・登録する「業務」や「営業種目（中分類）」の内容は問われない、という理解で宜しいでしょうか。【物品の製造販売、物品の買受、役務の提供等、いずれの「業務」でも構わず、いずれの「営業種目（中分類）」でも構わない、という理解で宜しいでしょうか。】	ご理解のとおりです。
実施方針 193	質問	14	5	第2	3	(4)	ア			「参加資格確認通知日以降、優先交渉権者決定までの期間」とありますが、優先交渉権者決定日（平成26年10月）以後に構成企業又は協力企業が指名停止を受けても、以後は失格することはないと理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	市の指名停止措置による資格の制限は、参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者決定までの期間としています。
実施方針 194	質問	14	11	第2	3	(5)				やむを得ないと判断した場合は、どのような想定か例示お願ひできますでしょうか、ご教示ください。	個別の判断となります。
実施方針 195	質問	14	11	第2	3	(5)				市がやむを得ないと判断した場合は、どのような場合でしょうか。例えば、参加表明後、市の指名停止措置を受けた場合、変更は可能でしょうか。	実施方針質問回答No. 194をご参照ください。
実施方針 196	質問	14	14	第2	3	(6)	ア			特定目的会社の資本金について、最低金額の制限はありますでしょうか。	ありません。
実施方針 197	質問	14	15	第2	3	(6)	ア			複数の特別目的会社を設立し、市と複数の特別目的会社が各々契約することは可能でしょうか。	市が複数の特別目的会社と契約することは想定しておりません。
実施方針 198	質問	14	15	第2	3	(6)	ア			複数の特別目的会社を設立する場合、二つ目以降の特別目的会社設立の条件をご教示いただきたく。	実施方針質問回答No. 197をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 199	質問	14	15	第2	3	(6)	ア			SPCを市内に設立とあるが、建設する施設の管理棟に設置することは可能でしょうか。	建設用地（既存建設用地を除く）内であれば設置可能です。
実施方針 200	質問	14	17	第2	3	(6)	イ			『応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにしてください。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとします。』とありますが、構成企業の出資比率の合計は100%であると思われます。『代表企業の出資比率は、全体の50%を超えるもの』と読み替えるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
実施方針 201	質問	14	18	第2	3	(6)	イ			S P Cから直接業務を受託しない者も出資できるのでしょうか、ご教示ください。	構成企業の出資比率が50%を超えることを条件として可能です。
実施方針 202	質問	14	20	第2	3	(6)	ウ			『この場合においても、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資率は、出資者中最大とします。』とありますが、構成企業の出資比率の合計は100%であると思われます。『代表企業の出資比率は、全体の50%を超えるもの』と読み替えるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
実施方針 203	質問	14	20	第2	3	(6)	ウ			特定目的会社の株式を株主間での譲渡は可能でしょうか。	代表企業の出資率が最大であること、構成企業で出資比率の50%以上を保有することを前提として可能です。ただし、市の承諾が必要です。
実施方針 204	質問	14	20	第2	3	(6)	ウ			出資者が特定目的会社の株式を譲渡する場合、市の承諾が必要だとありますが、どのような条件が必要でしょうか。	譲渡先、譲渡理由により個別判断します。
実施方針 205	質問	14	20	第2	3	(6)	ウ			参加表明提出後、構成企業の一部の会社が離脱する変更は可能でしょうか。また、軽微な影響であれば、変更は可能でしょうか。（入札公告より、参加表明書提出までが短期間であることより、事業性検証・各個社での決裁に十分な時間がないとの理由です） 参加表明書により参加の意思を表明した後は、応募者の構成企業又は協力企業の追加及び変更は原則として認めないとありますが、構成企業又は協力企業が離脱する場合で、離脱の与える影響が顕著でない場合、かかる離脱が認められる余地はあるとの理解でよろしいでしょうか。	構成企業の変更については、No194をご参照ください。
実施方針 206	質問	14	21	第2	3	(6)	ウ			本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で株式質権設定契約を締結することが一般的ですが、株式質権設定契約の締結の際には貴市のご承諾を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 207	意見	14	22	第2	3	(6)	ウ			「また、この場合においても、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とします。」とありますが、構成企業の支配権維持は前提（優先株の活用等）で、「50%超」の制約の除外、代表企業の交代を認めていただきたいと存じます。	ご意見として承ります。
実施方針 208	意見	15	23	第3	3					事業期間終了時に、本施設の維持管理及び運営を継続して実施するか否かについて、市と選定事業者の協議により決定する余地を残すべきと考えます。	ご意見として承ります。
実施方針 209	質問	14	29	第2	4	(2)				最優秀提案者は、審査委員会の「選定」を基に市が「決定」する、となっているが、選定結果と異なる決定もありうる、と理解よろしいでしょうか、ご教示ください。	想定していません。
実施方針 210	質問	14	33	第2	4	(2)	イ			「審査結果は、事業契約締結後、速やかに公表します。」とありますが、優先交渉権者の決定の段階で、優先交渉権者、次点提案者の名称のみでも早めに公表いただけないでしょうか、ご教示ください。	ご意見のとおりに対応を想定しています。
実施方針 211	意見	14	34	第3	4	(2)	ウ			提案をどのように評価していただくかは、提案内容を検討するうえで重要な要素となります。落札者決定基準の公表は募集要項の公表時（平成26年4月頃）となっていますが、できるだけ前倒しで公表していただくことを希望します。	原案のとおりとします。
実施方針 212	質問	15	8	第2	3	(1)				独立採算事業（未利用地利活用業務）については、貴市によるサービス対価の支払いもなく、また、敷地使用料を事業者が支払う業務ですのでモニタリングの対象外との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	運営状況の定期報告をしていただきます。
実施方針 213	質問	15	9	第3	2	(1)				モニタリングは市が実施するとありますが、モニタリング業務においてコンサルタント等のアドバイザーを起用する予定はありますでしょうか。	現時点では市が直接実施する予定です。
実施方針 214	質問	16							図2	図下の欄外に乾燥機更新時期の条件が記載されていますが、更新または撤去しない提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 215	質問	17		第4	2	(3)			表5	汚泥乾燥設備の事業期間中の更新について「1号乾燥機は平成28年度まで、2号汚泥乾燥設備については平成33年度まで更新不可とし・・・」とありますが、指定の更新時期までに、当該設備等が故障等を起こした場合、また、当該故障等により新築の施設の運営業務に支障を来した場合は、その損害は貴市が賠償されると理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	選定事業者において、既存汚泥乾燥設備を使用する場合は適切な維持管理をしてください。市が賠償することは想定しておりません。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 216	質問	17		第4	2	(3)			表5	2号汚泥乾燥設備は平成33年度まで、乾燥汚泥コンベヤは平成30年度までに更新不可とあります。これらの設備を修繕等を行って事業期間中に使用する場合、又はこれらの設備を使用せずに別の用地に新たな設備を設置する場合、撤去工事は行わなくても良いのでしょうか。	事業期間にわたり既存の乾燥設備を使用する場合は撤去不可とします。 更新等で不要となった設備は事業期間終了までに撤去してください。
実施方針 217	質問	17		第4	2	(3)			表5	汚泥乾燥設備の更新時期について記載ありますが、2号乾燥設備は平成33年度まで更新不可とありますが、これは平成33年度まで使用することを意味するのではなく、撤去してはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 218	質問	17							表5	平成33年度以降であれば1号乾燥機、2号乾燥機を同時に更新もしくは撤去できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 219	質問	17							表5	平成28年度以降に1号乾燥機を、平成33年度以降に2号乾燥機を更新もしくは撤去する場合、建屋も同時に撤去し、現在の設置場所を更地にすると考えればよろしいでしょうか。	建屋も同時に撤去可能です。
実施方針 220	質問	17							表5	1号乾燥機は、平成28年度まで、2号乾燥機は平成33年度まで更新不可とありますが、運転しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 221	質問	17							表5	1号乾燥機もしくは2号乾燥機を継続使用する場合、更新費用も本事業費に含めて提案すべきと了解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 222	意見	19	18	第6	1	(3)				市は選定事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、・・・本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業を解除することができます。とありますが、大前提としてそのような不測の事態は発生するべきではないため、選定事業者の経営能力、資金力等に関する評価項目は十分な配慮がされるべきと考えます。	ご意見として承ります。
実施方針 223	質問	19	21	第6	1	(4)				選定事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が解除された場合の損害賠償について規定されていますが、この他に違約金等は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 224	質問	21	6	第7	2					財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合とありますが、その支援とは具体的にはどのような制度が考えられるのでしょうか。	具体的な制度は想定していません。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 225	意見	24	5						別紙1	契約締結リスク 議会の議決のリスクについてはPFI事業者にてコントロールできないものであるため、PFI事業者の責に帰すべき場合を除き、議会の議決が得られない場合のリスクは市が負担すべきと考えます。	原案のとおりとします。
実施方針 226	質問	24	5						別紙1	契約締結リスク 議会の議決が得られないことによりを含む、市・PFI事業者いずれの責めに帰さない事由により、契約が締結できない、または契約手続きが遅延した場合、双方責任を負わない(損害賠償請求は行わない)、とありますが、それまでに要した費用の実費精算は行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	市・PFI選定事業者それぞれがそれまでに要した費用については、各自で負うものとします。
実施方針 227	質問	24	6						別紙1	資金調達リスクの負担者は、PFI事業者となっていますが、実施方針P5記載の通り、交付金の申請手続きは市の業務範囲であり、「一括払い」にかかる資金調達リスクは貴市の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 228	質問	24	6						別紙1	資金調達リスクの負担者は、PFI事業者となっていますが、提案時における「交付金に該当する金額」と実際の交付金が相違した場合、どのような対応を想定されているかご教示下さい。(交付金が提案時の想定を下回った場合、当該減額分は割賦払いとして上乘せされるとの理解でよろしいでしょうか。)	交付金の増減に関わらず提案時の一括払い金額に基づいて一括払い金を支払います。
実施方針 229	質問	24	10						別紙1	法制度リスク 「本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度」は、具体的に挙げて頂けるのでしょうか。	個別の判断となります。
実施方針 230	質問	24	17						別紙1	住民対応リスク PFI事業者による調査～運営等に関する住民の反対運動、訴訟等のリスクはPFI事業者負担となっていますが、要求水準書案頁9～11記載の環境法令を事業者が遵守しているにも関わらず生じた住民の反対運動、訴訟等のリスクは市側の負担という理解でよろしいでしょうか。合理的範囲で市が対応可能と了解してよろしいでしょうか。理由と共にご回答頂きたい。	募集要項等でお示しします。
実施方針 231	質問	24	17						別紙1	住民対応リスク PFI事業者による調査・設計・建設等に関する住民の反対運動、訴訟等については、PFI事業者負担とされておりますが、事業内容等事業そのものに反対して起こされた反対運動等(工事差し止め訴訟等)については、市側の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 232	意見	24	17						別紙1	共通-社会リスク-住民対応リスク-番号17 住民対応業務の、主たる負担者（○）は、貴市であり、選定事業者は、従たる負担者（△）になるのではないのでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 233	意見	24	18 19						別紙1	第三者賠償リスク PFI事業者が負担する第三者賠償リスクについては、PFI事業者によるリスクのコントロールが及ぶ範囲内、すなわち、PFI事業者による調査、設計、建設、維持管理及び運営に関し第三者に及ぼした損害に関する範囲に限定すべきと考えます。	募集要項等でお示しします。
実施方針 234	質問	24	24						別紙1	不可抗力リスク PFI事業者が負担すべきとされる一定の金額・割合等について具体的にご教示いただきたく。	募集要項等でお示しします。
実施方針 235	質問	24	24						別紙1	不可抗力リスク 「一定の金額・割合等まではPFI事業者が負担・・・」とあるが、具体的な負担基準をいつ提示いただけるのでしょうか。	実施方針質問回答No. 234をご参照ください。
実施方針 236	質問	24	24						別紙1	備考欄に『一定の金額・割合等までは、PFI事業者が負担する』とありますが、具体的な金額・割合について、ご教示ください。	実施方針質問回答No. 234をご参照ください。
実施方針 237	意見	25	27						別紙1	物価変動リスク 施設供用前の物価変動リスクについては、昨今の建設物価高騰の情勢があるため市が負担していただける条件（使用する指標、変動幅など）を提案条件として示していただきたく。やむを得ない事情での協議という表現ですと供用前のリスクを見込まざるを得ない場合もあり、提案金額が過大となる恐れがあります。	募集要項等でお示しします。
実施方針 238	質問	25	28						別紙1	物価変動リスク 施設供用後の物価変動リスクに関し、PFI事業者が負担すべきとされる一定の金額・割合等について具体的にご教示いただきたく。	募集要項等でお示しします。
実施方針 239	意見	24	27 28						別紙1	資金調達リスク 資金調達リスクにおいて、「交付金が認められなかった場合のリスク」を追加していただくよう希望します。	実施方針質問回答No. 228をご参照ください。
実施方針 240	質問	24	27 28						別紙1	資金調達リスク 一般廃棄物処理施設の設置許可の取得は、市が取得すべき許認可に含まれるのでしょうか。	選定事業者で取得していただきます。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 241	質問	25	25						別紙1	金利変動リスク ここでの変動とは基準金利のことを指していると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 242	質問	25	25						別紙1	金利変動リスク 竣工日とは試運転前の建物竣工日か、試運転終了後の施設の引き渡し日か何れを指しているか、ご教示ください。	試運転終了後の施設の引渡日を指します。
実施方針 243	質問	25	25						別紙1	金利変動リスク 金利変動リスクについて、「提案日から金利基準日（しゅんこう日）までの金利変動」がPFI事業者の負担となっておりますが、提案価格に含まれる割賦金利が、しゅんこう日に再計算され、金額が変更されることにはならないという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	金利基準日（竣工日の2営業日前）に基準金利を見直します。
実施方針 244	質問	25	25 26						別紙1	金利変動リスク “金利基準日（しゅん工日）”とありますが、P.6の表2「設計・建設業務の対価の支払い方法」の「d 事業期間中の更新にかかる割賦払い（元利均等）」に対応する基準金利も、事業期間中に実施される更新又は建設の完了時に決定されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 245	質問	25	26						別紙1	金利変動リスク 「基準金利等の見直しを実施する予定」とあるが、見直し対象に金利基準日（しゅん工日）を含むのでしょうか。	金利基準日（引渡日の2営業日前）と、金利基準日の10年後に見直しを行います。
実施方針 246	意見	25	26						別紙1	基準金利は、施設引渡日の2「銀行営業日前」に確定する建付けをお願いしたいと存じます。 引渡日の数ヶ月前に基準金利が確定する場合、金融機関が金利変動リスク分を含んだ金利で貸出を行う為、資金調達コストがかさみ入札コストが増加します。 加えて、天候不順や不測の事態により工期延長となり引渡しが遅延した場合、金融費用（金利のブレイクファンディングコスト等）が発生することから、基準金利の確定時期は施設引渡日の2「銀行営業日前」に確定するようにお願いしたいと存じます。	実施方針質問回答No. 245をご参照ください。
実施方針 247	質問	25	26						別紙1	基準金利の見直しは施設引渡後、10年後に実施されるという理解でよろしいでしょうか。（基準金利の見直し時期についてご教示ください。）	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 248	質問	25	27						別紙1	物価変動リスク 施設供用前の物価変動に関して「材料費の高騰や燃料費の高騰により、やむをえない事情がある場合は、・・・」とありますが、想定されている具体的な変動幅をご教示願います。	募集要項等でお示しします。
実施方針 249	意見	25	27						別紙1	物価変動リスク 建設工事（特に土木建築工事）の価格が高騰しつつあります。今後も東京オリンピック等を背景に建設業界は活況が予測されますので提案時の価格水準から、実際の建設時の価格水準が乖離（高騰）する可能性は高いと思われます。「見直すことがある」を「見直す」と改め、リスク負担として市側に△を記載願います。	募集要項等でお示しします。
実施方針 250	質問	25	27						別紙1	物価変動リスク 施設供用前の見直しが備考欄に明記されていることから、貴市も当該リスクの負担者になるものと思料致しますが如何でしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 251	意見	25	27 28						別紙1	物価変動リスク 建設費に係る物価変動リスクが事業者の負担となっています。今日の経済状況を考えると、この場合、事業者としては物価上昇を織り込んだ高めの見積もりをせざるを得ず、結果的にVFMの低下をもたらすと考えます。公共工事標準請負契約約款に準じたスライド条項（全体スライド）を入れていただくことを強く希望します。	募集要項等でお示しします。
実施方針 252	質問	25	27 28						別紙1	物価変動リスク 「施設供用」とは提案時から施設供用開始までの期間との理解でよろしいでしょうか。本事業では提案時期から建設工事着手・供用開始までの期間が長く、昨今の建設コスト変動の状況に鑑み、予期せぬ物価上昇リスクを民間事業者負担させることは提案価格を上昇させ結果的にVFMの低下を招きかねないと思料致しますが、貴市のお考えを御教示願います。	募集要項等でお示しします。
実施方針 253	質問	25	28						別紙1	物価変動リスク 「一定の金額・割合等まではPFI事業者が負担・・・」とありますが、具体的な負担基準をいつ提示いただけるのでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 254	質問	25	28						別紙1	物価変動リスク 施設供用後の物価変動に関して「一定の金額・割合まで・・・」とありますが、想定されている具体的な数値をご教示願います。	募集要項等でお示しします。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 255	質問	25	35						別紙1	付帯事業実施にかかるリスク 付帯事業実施にかかるリスクの内容はどのような想定でしょうか。PFI事業者が提案した付帯事業（独立採算業務）について、事業開始後の採算状況を勘案して、事業期間にわたる継続的実施の可否につき市との協議事項とすることは可能でしょうか。	提案通りに継続的実施が困難になった場合の契約解除要件については、募集要項等でお示しします。
実施方針 256	質問	25	43						別紙1	用地リスク 建設に関する資材置き場の確保 建設時の資材置き場は、別紙1-1に示す範囲内で確保することを考えていますが、このリスクはその範囲外で検討する場合に発生するリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 257	質問	25	46						別紙1	建設費増大リスク 事業契約締結時から施設引渡まで2年半あります。この間の物価変動にスライド条項は導入されないのでしょうか、ご教示ください。	募集要項等でお示しします。
実施方針 258	質問	25	53 54						別紙1	維持管理・運営段階、計画変更リスクの備考欄に「維持管理費増大リスク」とありますが、どの項目を指すのか、ご教示ください。	当該コメントは削除します。
実施方針 259	質問	26	51						別紙1	一般的損害リスク 『仕様前』とは『使用前』の間違いで、市へ施設の所有権を移す前との理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
実施方針 260	質問	26	51						別紙1	一般的損害リスク 「仕様前の設備・・・」は、「使用前の設備・・・」の誤記と思われまます。	実施方針質問回答No. 259をご参照ください。
実施方針 261	質問	26	53 54						別紙1	計画変更リスク 備考欄の「維持管理費増大リスクと同じ内容のため削除したい」の記載があります。リスク分担表には「維持管理費増大リスク」の項目はありません。この記載の意図をご教示願います。	実施方針質問回答No. 258をご参照ください。
実施方針 262	質問	26	53 54						別紙1	計画変更リスク 備考欄の記載内容については、どのように解釈したら宜しいでしょうか。	実施方針質問回答No. 258をご参照ください。
実施方針 263	意見	26	55						別紙1	維持管理・運営段階-施設・設備瑕疵リスク-番号55 備考欄に、「PFI事業者の維持管理が適切になされていない場合を除く」（＝適切になされていた）とありますが、その場合は、負担者は、貴市のみあり、PFI事業者に責任は無いのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 264	質問	26	56						別紙1	施設・設備瑕疵リスク 「瑕疵担保期間中に」とありますが、建築一式工事の瑕疵担保期間はモルタル防水等を除き【2】年との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 265	質問	26	61 62						別紙1	事故発生リスク PFI事業者が負担する具体的な対象事故および損害をご教示いただきたく。	PFI事業者の帰責事由によるもの等です。
実施方針 266	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 受入生ゴミの質には異物混入率も含まれてることを明記すべきと考えます。	異物混入については、別のリスクとして整理します。
実施方針 267	意見	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 「一定の金額・割合等までは、PFI事業者が負担する。」とありますが、一定の金額・割合等とは具体的にどのような条件でしょうか。	募集要項等でお示しします。
実施方針 268	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 受入汚泥・生ごみの品質リスクについて、「一定の金額・割合まではPFI事業者が負担」となっておりますが、当該リスクは、PFI事業者がコントロールできるものではありませんので、当該リスクは全て市で負担いただきたくお願いいたします。	原案のとおりとします。
実施方針 269	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク ここで言う「生ごみの質」とは、含水率やVS等の成分値だけでなく、発酵不適物も含まれているの理解でよろしいでしょうか。事故や費用上昇を引起す要因は、想定外の発酵不適物の搬入によるものが多いと考えます。	実施方針質問回答No. 266をご参照ください。
実施方針 270	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 受入汚泥・生ごみTS値・VS値を保証して頂く事は可能でしょうか。	保証はできません。
実施方針 271	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 「一定の金額・割合等まで・・・」とありますが、想定されている具体的数値をご教示願います。	参考値として募集要項等でお示しします。
実施方針 272	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 受入汚泥・生ごみ量の保証して頂く事は可能でしょうか。	実施方針質問回答No. 8をご参照ください。
実施方針 273	質問	26	63						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 備考欄に「一定の金額・割合まではPFI事業者が負担」とありますが、汚泥と生ごみの運搬・投入は貴市の業務範囲（5頁）と不整合であると思われます。PIF事業者がリスク負担する根拠をお示し願います。	実施方針質問回答No. 8及びNo. 271をご参照ください。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 274	質問	26	64						別紙1	受入汚泥・生ごみの量の変動リスク PFI事業者の欄に「△」と記載されていますが、汚泥と生ごみの運搬・投入は貴市の業務範囲（5頁）を踏まえて、PIF事業者がリスク負担する根拠をお示し願います。	実施方針質問回答No. 8及びNo. 271をご参照ください。
実施方針 275	質問	26	64						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク PFI事業者が負担すべきとされる一定の金額・割合等について具体的にご教示いただきたく。	実施方針質問回答No. 8及びNo. 271をご参照ください。
実施方針 276	質問	26	64						別紙1	受入汚泥・生ごみの量の変動リスク 一定程度を越えた場合、従量制の単価見直しを実施するとありますが、一定程度の範囲について具体的にご教示いただきたく。	実施方針質問回答No. 8及びNo. 271をご参照ください。
実施方針 277	意見	26	64						別紙1	受入汚泥・生ごみの品質リスク 受入汚泥量や生ゴミ量が一定範囲を下回った場合のリスクはどちらの負担でしょうか、ご教示ください。	実施方針質問回答No. 8をご参照ください。
実施方針 278	質問	26	65						別紙1	バイオガスの需要・販売価格変動リスク 「社会情勢の変化等により著しい変動があった場合、・・・」とありますが、想定されている具体的な数値をご教示願います。	選定事業者が最善を尽くしてもなお、対応ができないと合理的に判断できる場合であり、個別判断となります。
実施方針 279	質問	26	66						別紙1	発酵後汚泥の有効利用リスク 「社会情勢の変化等により著しい変動があった場合、・・・」とありますが、想定されている状況や具体的な数値をご教示願います。	選定事業者が最善を尽くしてもなお、対応ができないと合理的に判断できる場合であり、個別判断となります。
実施方針 280	質問	26	66						別紙1	発酵後汚泥の利活用業務において、非有価汚泥の処分費用について社会情勢の変化等により著しい変動があった場合は協議により見直しをしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	見直すかどうかも含め、協議により決定します。
実施方針 281	質問	26	66						別紙1	備考欄に『社会情勢の変化により著しい変動があった場合は協議により見直しの可能性もある』とありますが、著しい変動か否かの判断基準について、ご教示ください。	選定事業者が最善を尽くしてもなお、対応ができないと合理的に判断できる場合であり、個別判断となります。
実施方針 282	質問	26							別紙1	生ゴミの搬入に伴う匂いに関する苦情などによる施設運営に関するリスクは市の負担と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	募集要項等でお示しします。
実施方針 283	質問	28	—						別紙3	市が活用するエリアの寸法をご教示いただきたく。 (候補敷地の中央部分)	要求水準書(案)参考資料01現況測量図及び質問回答別添資料2井戸位置・都市所有関係図をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 284	質問	28	—						別紙3	市が使用する設備がある工Aを応募者が移設して本施設を建設することは可能でしょうか。(道路予定地右側の突出している部分) また当該場所の移設に際しての条件があれば具体的にご教示いただきたく。	移設することは不可です。
実施方針 285	質問	30	5				イ		別紙5	発酵後汚泥の買取価格は、有価物として活用するかどうかの重要判断材料となります。発酵後汚泥の買取価格を募集要項等において示される場合、参加表明までの短期間で有価物としての利活用策の検討、利活用に関する第三者と交渉等を行うのは困難ですので、発酵後汚泥の買取価格を今回の質問回答で必ずご提示いただきたく。	買取価格は事業者提案とします。
実施方針 286	質問	30					イ		別紙5	発酵後汚泥の利活用業務において、民間事業者が有価として提案したものが非有価となった場合の処分費用負担者、精算方法について、ご教示ください。	実際の有価の処分量にかかわらず、有価で活用することと提案頂いた量を差し引いた量に対し、提案いただいた非有価の処理単価で精算します。
実施方針 287	質問	30					イ		別紙5	発酵後汚泥の利活用業務において、民間事業者が有価として提案したものが非有価となった場合でも、民間事業者は貴市から当該汚泥を有価で購入する必要があるか、ご教示ください。	不要とします。
実施方針 288	質問	30					イ		別紙5	発酵後汚泥の利活用業務において、有価利用とは、「貴市から購入する単価＋貴中島処理場から利用先までの運搬単価」を超える単価で民間事業者が利用先へ販売することの理解でよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。 なお、参考として平成25年6月28日付け環境省通知「「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」をご参照ください。
実施方針 289	質問	30	6				ウ		別紙5	「引き取ることがある」とありますが、仕様を満たしていても市は引き取りについて確約しないと理解してよろしいでしょうか。その場合、他の用途で利活用する場合も、利用先の確約が必要ないと理解してよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、他の用途で利活用する場合は、選定事業者の判断によりますが、発酵後汚泥の処理に関する継続性・実現性は評価いたしません。
実施方針 290	意見	30					ウ		別紙5	『・選定事業者が事業期間中に定量的かつ継続的に発酵後汚泥を乾燥し、含水率20%以下の粒状で肥料取締法による肥料として緑農地での使用が適した品質のものを生産すること。』とありますが、緑農地での使用が適した品質について、募集要項等での開示をご検討ください。	粒径及び異物混入等について契約交渉時に協議を行います。提案時には市の引き取りは考慮せずご提案ください。
実施方針 291	質問	30					ウ		別紙5	『・発酵後汚泥の引取り及び引取り量について市と選定事業者が協議し、両者が了承すること。』とありますが、貴市および選定事業者が協議し、両者が了承する時期についてご教示ください。	提案時には市の引取りは考慮せずご提案ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 292	意見	30	6							「・・・判断した場合、引き取ることがあります」とありますが、引き取っていただけるかどうか分からない場合、民間事業者として、引き取り量を想定した事業収支の検討ができないため、ご提案はできません。提案を期待されるのであれば、基準に適していれば全て引き取っていただく、若しくは、一定量までの引き取りをお約束いただく等、民間事業者が引き取り量の想定ができるような仕組みにさせていただきたくご再考をお願いいたします。	提案時には市の引取りは考慮せずご提案ください。
実施方針 293	意見	30	14						別紙5	利活用されない発酵後汚泥は、資源化センター又は市の指定する場所に運ぶとなっておりますが、事業者提案として、安価な処分先を提案することも可能となるよう検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
実施方針 294	質問	30	14						別紙5	選定事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がありますとありますが、特別目的会社自ら許可を取得するのではなく、許可を取得している構成企業または協力企業に対して発酵後汚泥の運搬を委託することは可能でしょうか。	市がSPCに収集運搬を委託するため、SPCは自ら産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります。SPCが構成企業等に委託することは、再委託になり、禁止されています。ただし、SPCが市から有価で買取り利活用する発酵後汚泥については、構成企業等への運搬委託が可能です。
実施方針 295	質問	30	14						別紙5	利活用及び市による引き取りを行わない発酵後汚泥を処分場所まで運搬するに当たり第三者へ委託は可能と理解してよろしいでしょうか	実施方針質問回答No. 294をご参照ください。
実施方針 296	質問	30	14						別紙5	利活用及び市による引き取りを行わない発酵後汚泥を処分場所まで運搬するに当たり運搬用車両の運転手は選定事業者が設立するSPCが直接雇用する者である必要がありますでしょうか。	直接雇用の必要はありません。
実施方針 297	質問	30	14						別紙5	利活用及び市による引き取りを行わない発酵後汚泥を処分場所まで運搬するに当たり運搬用車両は選定事業者が購入・所有する必要がありますでしょうか。リース車両でもよろしいでしょうか。	リース車両でも可能です。
実施方針 298	意見	30	17						別紙5	「選定事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります」とありますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、選定事業者(SPC)が、運搬車両や運搬容器等の資産を所有して従業員を雇い自ら業務を行うことは困難と思われると思います。ご再考をお願いいたします。	実施方針質問回答No. 294をご参照ください。
実施方針 299	質問	30	18						別紙5	「選定事業者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります」とのことですが、この場合の選定事業者はSPCを指しますか。若しくは、構成員で当該業務を実施するものが許可を取得していれば良いとの理解でしょうか。	実施方針質問回答No. 294をご参照ください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
実施方針 300	質問	30					エ		別紙5	『選定事業者による利活用及び市による引取りを行わない発酵後汚泥は、選定事業者が処分するものとします。その場合、市の産業廃棄物として資源化センター又は市の指定する場所までの運搬、積み下ろしが選定事業者の事業範囲となります。』とありますが、貴市の指定する場所として想定される位置（市内・県内・県外など）について、具体的にご教示ください。	提案時には資源化センターを前提にご提案ください。実際に他の場所に持っていく場合は、運搬費については協議により決定します。
実施方針 301	質問	30					エ		別紙5	『選定事業者による利活用及び市による引取りを行わない発酵後汚泥は、選定事業者が処分するものとします。その場合、市の産業廃棄物として資源化センター又は市の指定する場所までの運搬、積み下ろしが選定事業者の事業範囲となります。』とありますが、基本的に含水率20%以下を満足すれば、資源化センターに搬入できるものと理解してよろしいでしょうか。そうでなければ、資源化センターに搬入できる条件について、具体的にご教示ください。	ご理解のとおりです。
実施方針 302	質問	30	18～19							産業廃棄物収集運搬業の許可はSPCの法人形態でも市におかれましては申請があれば許可の可能性はあるでしょうか、ご教示ください。	愛知県内の産業廃棄物収集運搬業の許可は、原則として県の許可になります。豊橋市市内のみしか運搬しない許可については、豊橋市の許可基準に適合していれば許可します。
実施方針 303	意見	30							別紙5	市が発酵後汚泥を引き取る場合の量、期間については、提案段階で民間事業者の収支見込みが立ちやすくなるような配慮を願います。	実施方針質問回答No. 292をご参照ください。
実施方針 304	意見	30							別紙5	別紙5のエによれば、「選定事業者による利活用及び市による引取りを行わない発酵後汚泥」は「市の産業廃棄物として」扱うとありますが、そのような発酵後汚泥は、選定事業者が業として行う維持管理・運営業務の過程で発生する廃棄物ですので、選定事業者の支配管理する事業活動に伴って排出される廃棄物と言うことができ、選定事業者が排出事業者となると考えられます。この場合、選定事業者は、許可を有する第三者に廃棄物の運搬を委託することになります。したがって、選定事業者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要はないと考えます。 他方、仮にSPCである選定事業者に産業廃棄物収集運搬業の許可が必要とすると、一般的にSPCでは廃掃法施行規則第10条に定める許可基準を満たすことは非常に困難と考えられます。 以上により、選定事業者が排出事業者であることを前提に、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある旨の記述を削除して頂くようお願いいたします。	「選定事業者による利活用及び市による引取りを行わない発酵後汚泥」は市が処理責任を負う産業廃棄物です。したがって、原案のとおりとします。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

豊橋市

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 1	質問	1		第1章	1.2					更新・維持管理コストの削減を事業目的に挙げられていますが、提案事業者が超えてはならない更新費、維持管理費の上限に対する考え方について、ご教示ください。	提案の上限額を募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 2	意見	2	3	第1章	1.3	(1)				整地・造成の範囲として、「建設用地」(p.5-14行目)、「施工場所」(p.7-17行目)、「事業用地」(p.19-12行目)と、いくつかの用語が使われています。用地に関し、これらの定義をお示しください。	建設用地、施工場所と事業用地のいずれも同じ意味であり、統一いたします。
要求水準書(案) 3	質問	2	15	第1章	1.3	(1)				「本施設」に、事業者の提案に基づき整備する施設も含まれるのでしょうか。	本施設は、事業者の提案により特定事業として建設する施設をいいます。
要求水準書(案) 4	質問	2	14	第1章	4	(3)	エ			家庭系一般廃棄物(生ごみ)とは、具体的にどのような生ごみを分別収集して受け入れるのでしょうか、ご教示ください。	一般家庭から排出される生ごみであり、生ごみとして受け入れる細分については提案によります。
要求水準書(案) 5	質問	2	15	第1章	4	(3)	オ			事業系一般廃棄物(生ごみ)とは、具体的にどのような業種の生ごみを受け入れるのでしょうか、ご教示ください。	弁当仕出事業、給食調理場、病院、大手スーパーなどを想定しています。
要求水準書(案) 6	質問	4	13	第1章	1.4	(3)	(ウ)			事業系一般廃棄物について、想定されている主な排出源(事業業態)をご提示願います。	要求水準書(案) 質問回答No.5をご参照ください。
要求水準書(案) 7	質問	5	1	第1章	1.4	(6)				本施設は社会資本整備総合交付金対象とありますが、交付金対象となる施設を具体的に教示いただきたく。	実施方針の質問回答No.97をご参照ください。
要求水準書(案) 8	質問	5	3	第1章	1.4	(6)				『社会資本整備総合交付金』要綱に適合するようにとの記載があります。バイオガス利活用でFITを利用したバイオガス発電とした場合、当該交付金の対象外になると思われます。このように当該交付金の対象外となるような提案は認められないということでしょうか。	バイオガス利活用でFITを利用したバイオガス発電とした場合でも、発電設備以外は当該交付金の対象となることを確認しており、FITを活用したバイオガス発電の提案は可能です。
要求水準書(案) 9	質問	5	32	第1章	1.4	(6)	③	エ	(ウ)	「外構維持管理業務」とは具体的にどのような内容でしょうか。	本施設に付随するフェンス、門、搬入道路、照明、案内板、植栽等の場内の清掃、点検、剪定、補修等の維持管理業務です。
要求水準書(案) 10	質問	6	1	第1章	1.4	(6)	③	エ	(ウ)	パンフレット等作成について、部数のご指定はありますでしょうか。	要求水準書(案)のとおり市との協議により決定します。現在、中島処理場では見学者に対応するため、おおよそ3年に1回、3000部ほど作成しています。
要求水準書(案) 11	意見	6	11	第1章	1.4	(7)				生ごみの分別収集に関する、計画策定、分別率向上のための啓蒙活動を貴市の業務範囲とするよう、要望いたします。	ご意見として承ります。市の業務として対応します。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 12	質問	6	17	第1章	1.4	(7)	(オ)			ご提供いただける再生水の水质をご教示いただきたく。(SS、TS、塩素イオン、電気伝導度、M-アルカリ度等、可能な範囲で結構です)。	質問回答別添資料3「平成24年度 中島処理場試験結果(再利用水)」をご参照ください。
要求水準書(案) 13	質問	6	17	第1章	1.4	(7)	(オ)			再生水の提供が日最大1000m3とありますが、再生水が不足する場合、放流水等別の供給源から供給していただくことは可能でしょうか。	市からの供給は不可とします。
要求水準書(案) 14	意見	6	19	第1章	1.4	(8)				設計・建設期間(試運転含む)が平成26年12月～平成29年6月とされていますが、建設期間が短いと考えられます。平成29年12月(半年延長)まで延ばしていただくようお願いします。	ご意見として承ります。
要求水準書(案) 15	質問	7	2	第1章	1.5	(1)				敷地について、貴市で土壌汚染調査を実施される予定でしょうか、ご教示ください。	現時点では実施予定はありませんが、土壌汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」及び県条例に基づく「過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査報告書」を提出してください。
要求水準書(案) 16	質問	7	15	第1章	1.5	(2)	(ア)			未利用地活用業務を付帯事業として提案しない場合、貴市による未利用地の利活用について、提案することは可能でしょうか、ご教示ください。	事業提案としては受け付けませんが、想定する市の利活用内容をお示しください。
要求水準書(案) 17	質問	8	26	第1章	1.5	(7)				関係法令は最新版を使用すること、とあります。基準類は経時的に変わってきますので、いつの時点のものか、ご教示ください。	募集要項公表時点の最新版、またはその時点において改正等が明らかとなっているものとします。
要求水準書(案) 18	質問	8		第1章	1.5	(6)				『選定事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、必要となる生活環境影響調査を実施すること。』とありますが、貴市で実施される現況調査結果の公表(平成26年7月)以降、アセス縦覧、都市計画決定等のスケジュールについて、ご教示ください。	市で縦覧するのは、都市計画案となり、平成26年9月を予定しています。都市計画決定は平成26年11月を予定しています。
要求水準書(案) 19	質問	9	25	第1章	1.5	(7)	①			土壌汚染対策法に従い、土壌中に万一汚染が発見された場合のリスクは、市の事由により設計変更が生じ費用が増加するもの(別紙-1 リスク分担表)と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 20	意見	10	1	第1章	1.5	(7)	②			本仕様書(案)冒頭の本書の位置付けに「選定事業者の自由な提案・創意工夫を生かす為、仕様の表現を避けており」とありますが、②設計・建設業務における要綱・基準等をすべて遵守するよう規定されています。民間事業者の知見を十分發揮するため、規定されるべき要綱や基準は法律で求められる内容や交付金交付に必要な最低限の要綱に限定し、他は参考扱いとするよう要望いたします。	原案のとおりとします。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 21	質問	12	2	第2章	2.1					本施設に要求される環境基準値をご提示下さい。	要求水準書(案) 別紙8をご参照ください。
要求水準書(案) 22	質問	12	7	第2章	2.1	(1)				回収するバイオガスのメタン濃度及び消化ガス発生率を提案するためには、生ごみの成分値(含水率、VS等)発酵不適物の混入率が必要となりますので、ご提示をお願いします。	募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 23	質問	12	20	第2章	2.3					本施設に投入するバイオマス(特に生ごみ)については、発酵不適物の量又は割合をご提示願います。	生ごみの発酵不適物量の割合は約10%と想定しています。
要求水準書(案) 24	質問	12	23	第2章	2.4	(1)				別紙10-1に示される、搬入車両の車種及び曜日別の搬入台数(搬入計画)及び、変動係数をご教示下さい。また、時間帯ごとに搬入が特に集中する等の特記事項があればご教示下さい。	車種別はないが、それ以外のデータは募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 25	質問	12	25	第2章	2.4	(1)				13t 吸引車の車両寸法(車幅、長さ、高さ)をご教示願います。	13t 吸引車の車両寸法: 車幅: 2.98m、長さ: 9.44m、高さ: 3.3m
要求水準書(案) 26	質問	12	25	第2章	2.4	(1)				10t コンテナ車の車両寸法(車幅、長さ、高さ)をご教示願います。	10t コンテナ車両寸法: 車幅2.49m、長さ8.88~8.98m、高さ2.97~3.02m ただし、車両メーカーにより多少異なります。
要求水準書(案) 27	質問	12	29	第2章	2.4	(2)				「集中する時間帯でも搬入車が滞留せず、スムーズな受け渡しができることに配慮」とあります。集中する時間帯と搬入車両の状況について、参考となるデータ等はありませんか、ご教示ください。	参考資料として募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 28	質問	13							表2-1	表2-1に記載の機器以外(別紙3の中で、水色と緑色の着色範囲)は、特に要求事項はないと考えてよろしいでしょうか。	特に要求事項はありませんが、既存施設の設置状況等を踏まえ検討してください。なお、要求水準書(案) 別紙3をご参照ください。
要求水準書(案) 29	質問	13	9						表2-1	計量設備 「送泥計量設備」 公共下水道汚泥の受渡地点(維持管理範囲の区分点)を図面上でご指示いただきたく。	要求水準書(案) 34頁8.2(2)に示してあるとおり送泥配管の設置及び接続は、選定事業者の業務範囲となっています。公共下水道汚泥の野田、中島処理場の生汚泥の受け渡し分界点及び配管口径等は、要求水準書(案) 添付資料-61別紙15のとおり、同処理場の余剰汚泥の分界点は、質問回答別添資料4「貯留槽分界点等」とおりにあります。なお、富士見台処理場の汚泥は、平成29年度末までは脱水汚泥、以降は液状汚泥で車両による投入となります。輸送管路も本事業範囲です。
要求水準書(案) 30	質問	13	11						表2-1	送泥計量設備 公共下水道汚泥の送泥は、貴市から管路輸送されるものと理解しています。その計量設備の計画のため、輸送管路の口径、材質を、ご教示ください。	要求水準書(案) 質問回答No. 29をご参照ください。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 31	質問	13	49						表2-1	夾雑物洗浄機・脱水機 「夾雑物を洗浄・脱水すること」とありますが、資源化センターへの受入基準があるのでしょうか。洗浄、脱水を省略することは可能でしょうか、ご教示ください。	資源化センターの一般廃棄物の受入基準は、含水率85%以下です。生ごみについては洗浄、脱水設備を、し尿・浄化槽汚泥については脱水設備を設置してください。
要求水準書(案) 32	質問	14	27						表2-1	受変電設備 「施設の稼動に必要な電力・・・」とありますが、対象となる施設は表2-1に記載の施設と考えてよいでしょうか。それとも維持管理の範囲の施設まで含めるのでしょうか。対象施設を具体的にお示し願います。	要求水準書(案)別紙12-2の境界フェンス内(維持管理の範囲)の自家用電気工作物が対象範囲です。
要求水準書(案) 33	質問	14	31						表2-1	非常用発電 「・・・支障なくバイオマスの受け入れと対象事業施設の運転ができる設備とし、・・・」の対象事業施設とは表2-1に記載の施設と考えてよいでしょうか。対象施設を具体的にお示し願います。	要求水準書(案)質問回答No.32の範囲の内、未利用地利活用業務の施設を除いた施設とします。
要求水準書(案) 34	質問	14	29						表2-1	その他/非常用発電 「非常用発電設備の運転により、支障なくバイオマスの受け入れと対象事業施設の運転ができる設備とし」とありますが、停電時も20時間は通常操作が行える発電容量を見込むとの解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 35	質問	14	29						表2-1	その他 「非常用発電」 連続運転20時間が求められる対象事業施設には何が該当しますでしょうか？	対象事業施設は、記載しているように「非常用発電設備の運転により、支障なくバイオマスの受け入れと対象事業施設の運転ができる設備」としております。
要求水準書(案) 36	質問	14	41						表2-1	その他 「洗車設備」 「高速洗車方式」、「高速洗車機」の構造概要をご教示いただきたく。	手動ノズル噴霧式の高速洗車機を想定しています。
要求水準書(案) 37	質問	14	39						表2-1	排水設備 「常時測定濃度と日汚濁負荷量は中島処理場操作室の端末にて確認できるものとする」との操作室とは管理棟中央監視室を指すのでしょうか。場所を具体的にお示し願います。また、既設設備への信号受け渡しになる場合は受け渡し方法も具体的にお示し願います。	『操作室』とは中島処理場管理棟中央監視室です。受け渡し方法は実線、伝送問いません。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 38	質問	14	29						表2-1	その他/非常用発電 「支障なくバイオマスの受け入れと対象事業施設の運転ができる設備とし、連続運転が20時間できること」とありますが、別紙10-1の生ごみ等の収集・搬入スケジュールによると受入は昼間だけとなっています。矛盾していませんか。	下水処理工程に影響が出ないように20時間としています。
要求水準書(案) 39	質問	14	40						表2-1	その他排水設備 中島処理場操作室の端末は、選定事業者側で提供することは可能でしょうか、ご教示ください。	中央監視室で監視が出来れば単独のシステムでも可能ですが、画面にてシステムフロー、データトレンドの確認、帳票の作製及びプリンターでの打出し等が可能なシステムとしてください。ただし、切替え及び不要となった情報についての既設の改造は今回事業に含みませ。
要求水準書(案) 40	質問	14	41						表2-1	洗車整備 洗車設備で洗車を行う最大車両をご教示下さい。	要求水準書(案) 別紙10-1を参照してください。
要求水準書(案) 41	質問	15	5						表2-1	施設管理情報 「監視装置を設置し、中島処理場内中央管理室との情報の共有機能を持たせること」とありますが、既設の機能増設も本事業範囲に含まれるのでしょうか。	中央監視室で監視が出来れば単独のシステムでも可能ですが、画面にてシステムフロー、データトレンドの確認、帳票の作製及びプリンターでの打出し等が可能なシステムとしてください。ただし、単独のシステムとする場合は、中島処理場監視室の監視装置内の整理・改造を行ってください。
要求水準書(案) 42	意見	15	5						表2-1	施設管理情報 「監視装置を設置し、中島処理場内中央管理室との情報の共有機能を持たせること」とありますが、既設メーカーが有利にならないよう公平をきすため、取り合い方法を規定頂き、既設機能増設は別途工事として頂くよう、ご検討をお願いします。	要求水準書(案) 質問回答No. 39及びNo. 41をご参照ください。
要求水準書(案) 43	質問	15	5						表2-1	その他/施設管理情報 「監視装置を設置し、中島処理場内中央監視室との情報の共有機能を持たせること。」とありますが、中島処理場内中央監視室に今回提案する施設の端末を設置して情報が見れるようにすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者が維持管理を行う設備の稼働状況をリアルタイムで確認できるものとします。なお、端末からのコントロール機能は必要としません。既存の操作室制御卓内への組み込みは想定していません。
要求水準書(案) 44	質問	15							表2-2	返流水の量及び負荷量 返流水の負荷量を推定するため、現状の濃縮汚泥性状および脱水ろ液性状をご提示願います。	質問回答別添資料5「平成24年度 中島処理場(汚泥処理棟) 試験結果」をご参照ください。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 45	質問	15	6						表2-1	その他施設管理情報 「情報の共有機能を持たせること」として、既設監視装置のデータの一部分を選定事業者側が設置する監視装置に取り込むことは可能でしょうか、ご教示ください。	中央監視室の監視機能に影響がなければ構いません。
要求水準書(案) 46	質問	15							表2-2	返流水の量及び負荷量の上限値が示されています。この見方ですが、例えば水量が半分であれば、濃度は2倍が上限になる、との理解でしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 47	質問	15	3						表2-1	その他 「施設見学用設備」 見学対象施設を具体的にご教示いただきたく。	見学対象施設について定めはありません。再生可能エネルギー利用施設として広く市民の理解を得られるよう、見学者の安全に配慮してください。
要求水準書(案) 48	質問	15	5						表2-1	施設管理情報 「監視装置を設置し、中島処理場内中央管理室との情報の共有機能を持たせること」とありますが、既設と情報共有するための取り合いの具体的手段（伝送か実線渡しか、伝送であればどんな伝送かなど）をお示し願います。	本施設と中島処理場の位置関係を踏まえ、適切な手法を提案してください。
要求水準書(案) 49	質問	16	3	第3章	3.1	(1)				事前調査（用地測量、地質調査、地下埋設物調査、土壌汚染測定、交通量測定等）は市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)、添付資料、別紙5に現況測量図を、別紙6にはボーリングデータを添付してあります。現時点では地下埋設物と土壌汚染測定の調査実施の予定はありません。交通量調査については生活環境影響調査の範囲内で実施予定です。
要求水準書(案) 50	質問	16	13	第3章	3.2	(1)	①			基礎や地盤改良についての言及がないのですが、市の要求する水準を具体的にご教示いただきたく。	液状化現象を想定しており、特定事業の範囲内にある施設はその対策を施してください。また、付帯事業の範囲内にある施設について、液状化現象の発生時に周辺環境への影響が考えられる場合には対策を施してください。
要求水準書(案) 51	質問	19	2	第4章	4.1					既存の汚泥乾燥設備は、発酵後汚泥を全量利活用することにより不要となった場合は、撤去のみと考えてよろしいですか。（更新は不要と考えてよろしいですか。）	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 52	意見	19	2	第4章	4.1					『撤去・更新にあたっては、水処理工程に影響を与えないよう施工すること。電気設備の更新についても、汚泥処理に影響が無いよう施工すること。』とありますが、水処理工程に影響を与えない制約条件、汚泥処理に影響を与えない制約条件等について、募集要項等で具体的な開示をご検討ください。	制約条件については切替えに伴う停電時間の制限等が想定されますが、具体的には市との協議によります。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 53	質問	19	2	第4章	4.1					既存設備の撤去業務として、機械濃縮設備、脱水設備、汚泥乾燥設備があります。撤去範囲は機械設備だけでしょうか、それとも建物も含まれるのでしょうか。	建物は含みませんが、関連する機器及び電気設備は含まれます
要求水準書(案) 54	質問	19	3	第4章	4.1					機械濃縮設備、脱水設備および汚泥乾燥設備の撤去費用を見積もるため、関連する図面をご提示いただきたく。	下水道施設課にて有している既存施設の図面等を提供しますので、希望される方は下水道施設課バイオマス利活用事業担当（電話0532-46-2854）まで申し出てください。ご連絡をいただいた際に提供方法等の詳細についてお伝えします。
要求水準書(案) 55	質問	19	3	第4章	4.1					既設汚泥処理棟を利用せず、建設用地に新たに脱水設備を建設する場合でも、既設脱水設備の撤去は選定事業者にて行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 56	質問	19	3	第4章	4.1					撤去した機器の処分は、市が行うことでよろしいでしょうか。	実施方針質問回答No. 28をご参照ください。
要求水準書(案) 57	質問	19	3	第4章	4.1					「中島処理場内に設置されている機械濃縮設備および脱水設備を撤去し、・・・」とありますが、汚泥処理棟（既設建屋）の撤去も同時に実施すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）質問回答No. 53をご参照ください。
要求水準書(案) 58	質問	19	5	第4章	4.1					「電気設備の更新についても、汚泥処理に影響が無いように施工すること。」とありますが、既設盤の改造等で停電して施設を停止する必要が発生する場合がございます。どの程度の時間の停電が可能でしょうか。	場内全停電は、3時間程度で汚泥処理棟のみでは6時間程度の停電作業が対応可能です。
要求水準書(案) 59	質問	19	6	第4章	4.1					汚泥乾燥設備の撤去は、既設の汚泥乾燥設備を使用しない場合に行うのであって、事業期間中ずっと既設の汚泥乾燥設備を使用する場合は撤去業務は不要と言うことでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 60	質問	19	7	第4章	4.1					「乾燥設備が不要となった場合、撤去すること」とありますが、汚泥乾燥棟（既設建屋）の撤去も同時に実施すると考えてよろしいでしょうか。	建屋の撤去については事業者からの提案とします。
要求水準書(案) 61	質問	19	9	第4章	4.1					2号汚泥乾燥設備を撤去する場合、その業務は建設業務であり、平成33年度まで撤去不可ですが、建設期間は平成29年6月までです。2号汚泥乾燥設備を撤去する計画の場合として、この撤去業務は維持管理・運営業務に該当するのでしょうか、ご教示ください。	供用開始後に既存施設を撤去する場合は、維持管理・運営業務とします。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 62	質問	19	10	第4章	4.1					既存汚泥処理施設の仕様は別紙11に示すとあるが、記載のあるすべての機器が更新対象と考えて宜しいでしょうか。	市から提示した仕様を参考とし、更新対象とする機器を選定してください。
要求水準書(案) 63	質問	19	10	第4章	4.1					既設汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備の更新は、施設を移動しながらの工事になると思われませんが、それが可能かを確認するため、更新設備の稼働率や運転データをご提示願います。	下水道施設課にて有している既存施設の稼働率等を提供しますので、希望される方は下水道施設課バイオマス活用事業担当（電話0532-46-2854）まで申し出てください。ご連絡をいただいた際に提供方法等の詳細についてお伝えします。
要求水準書(案) 64	質問	19	12	第4章	4.2					「造成工事は、本施設の建設に必要な面積を対象とすること」とされています。これによれば、本施設の建設に不必要な範囲（未利用用地）は造成しなくてよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 65	質問	19	19	第4章	4.2	(1)				別紙12には井戸の位置が示されておりませんので、ご指示ください。	質問回答別添資料2「井戸位置・土地所有関係図」のとおりです。
要求水準書(案) 66	質問	19	20	第4章	4.2	(2)				“予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、必要に応じて設計変更を行うこと。”とありますが、この場合、設計変更に伴う増加費用に関しては、貴市にてご負担頂けるのでしょうか。	原則として市が負担します。
要求水準書(案) 67	質問	19	20	第4章	4.2		(2)			予期しない大規模な地中障害物が発生した場合の費用負担は、市の事由により設計変更が生じ費用が増加するもの（別紙-1 リスク分担表）と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	原則として市が負担します。
要求水準書(案) 68	質問	19	20	第4章	4.2	(2)				“地中障害物は、選定事業者の負担により適切に処分する”とありますが、選定事業者の負担により処分する地中障害物とは、貴市より公表された資料から予見し得る地中障害物に限定されるという理解で宜しいでしょうか。	事業者で処理が不可能なものでない限り、必要な地中障害物の撤去は選定事業者で実施してください。
要求水準書(案) 69	質問	19	20	第4章	4.2	(2)				予期しない大規模な地中障害物が発生した場合の工事費増分は市負担と考えてよろしいでしょうか。	原則として市が負担します。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 70	意見	19	20	第4章	4.1	(2)				「地中障害物は、選定事業者の負担により適切に処分すること」とありますが、地中障害物の存否は選定事業者側でコントロールできるリスクではありませんので、貴市のリスク負担として頂くようお願いします。この点は、実施方針の別紙1リスク分担表の番号44(25ページ)によれば、地中障害物に関するリスクは貴市の負担とされていますので、これに合わせて、貴市の負担で処分するという記載に変更をお願いします。 また、「予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、必要に応じて設計変更を行うこと」とありますが、設計変更を行う場合には、必要な工期の延長と代金の増額及び追加費用の支払等を認めて頂くようお願いします。	予期しない大規模な地中障害物については市の負担とします。
要求水準書(案) 71	質問	19	21	第4章	4.2	(2)				「予期しない大規模な地中障害物」による設計変更に伴い設計費、建設費、維持管理・運営費が増大する場合、実施方針別紙-1リスク分担表 38番、44番、53番により、増加分については貴市負担との解釈でよろしいでしょうか。	原則として市が負担します。
要求水準書(案) 72	質問	20	2	第4章	4.2	(5)				区域フェンスの設置は、事業者が提案した事業に必要な施設のみ囲えば良いのでしょうか、それとも別紙1-1に示す建設用地、既存建設用地を囲う位置に区域フェンスを設置するのでしょうか。	既存建設用地と建設用地のうち、提案において必要となる用地となりますが、電気の使用区域にも影響することを考慮してください。
要求水準書(案) 73	質問	20	13	第4章	4.3	(1)	(ア)			「選定事業者は、工事監理を実施し・・・」とありますが、工事監理は、事業者の業務範囲でしょうか、ご教示ください。	事業者の業務範囲とします。
要求水準書(案) 74	質問	20	13	第4章	4.3	(1)	(ア)			「(ア) 選定事業者は、工事監理を実施し、」とありますが、建設業務を行う者が工事監理業務を行うと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	要求水準書(案) 質問回答No. 73をご参照ください。
要求水準書(案) 75	質問	20	24	第4章	4.3	(1)	(カ)			「上下水道・・・工事及び手続きは選定事業者が行う」とありますが、水道の加入金は事業者の負担でしょうか、ご教示ください。	事業者の負担とします。
要求水準書(案) 76	質問	21	12	第4章	4.4	(1)				試運転は、本施設の部分使用には当たらないと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	試運転は、工事期間内に行う供用開始前の準備にあたることから、部分使用にはあたりません。
要求水準書(案) 77	意見	21	12	第4章	4.4	(1)				貴市が定格量の投入バイオマスを確保できなかった場合の試運転・性能確認及び完工手続きについて規定を策定願います。	契約時に協議します。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 78	質問	21	29	第4章	4.4	(1)	(ク)			試運転での前処理工程から発生する残渣の処分費は事業者の負担となっていますが、試運転期間中は残渣の所有権は事業者にあるとお考えでしょうか。運営期間中では市の負担となっています。	試運転期間中の残渣については、維持管理・運営業務ではなく建設業務の一部であるため、所有権は事業者にあります。
要求水準書(案) 79	質問	21	29	第4章	4.4	(1)	(ク)			試運転の際に発生する乾燥汚泥等は事業者の責任で利活用することとなっています。乾燥汚泥等の所有権は事業者にあるとお考えで、市から購入する必要はないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 80	質問	21	29	第4章	4.4	(1)	(ク)			試運転の際に発生する乾燥汚泥等を利活用できない場合は、事業者の責任で産廃処分してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 81	質問	21	30	第4章	4.4	(1)	(ク)			試運転の際に発生する乾燥汚泥等は、利活用せずに資源化センターで処分可能でしょうか。(試運転中は性状が安定しないため) その場合、処分費は無償でしょうか、有償でしょうか。	試運転期間中の廃棄物については、維持管理・運営業務ではなく建設業務の一部であるため、所有権は事業者にあります。利活用できないものについては、事業者の責任で処理してください。資源化センターでの処分(有償18,000円/t)を希望する場合は別途協議します。
要求水準書(案) 82	質問	21	32	第4章	4.4	(2)				維持管理・運営業務の遂行体制に必要な人員への教育(訓練・研修等)や引継ぎに関わる費用は、設計・建設工事の費用として考えるのでしょうか。それとも維持管理・運営期間の費用として考えるのでしょうか。	維持管理・運営に必要な費用として提案してください。
要求水準書(案) 83	質問	21	30~31	第4章	4.5	(1)	(ク)			試運転時発生乾燥汚泥は選定事業者の責任で利活用することとは産廃処理は認めないことと言う事でしょうか、ご教示ください。	利活用を基本としますが、産廃処理も可能とします。
要求水準書(案) 84	質問	22	16	第4章	4.5	(1)	②			「工事監理者」とは、市が直接又は工事監理を委託した者と理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	工事監理者は、選定事業者となります。
要求水準書(案) 85	質問	23	15	第4章	4.5	(3)	①			予備性能試験の期間は、P.21 4.4-(1)-(ウ)に記載の連続14日間以上に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、予備性能試験の連続運転する期間に指定はありますでしょうか。	予備性能試験日数に指定はありません。
要求水準書(案) 86	質問	23	22	第4章	4.5	(3)	②			性能試験と引渡性能試験が混同しているように思います。性能試験は予備性能試験と引渡試験を含むものと記載があります。この項目は引渡性能試験と考えてよろしいでしょうか。P.21 4.4-(1)-(ウ)に記載の定格14日間連続運転とは引渡性能試験のこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。性能試験は予備性能試験と引渡性能試験を含みます。要求水準書(案) P23/4.5/ (3) /②は引渡性能試験に修正いたします。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 87	質問	24	3	第4章	4.5	(3)	②	(ウ)		貴市より事業者に交付される完工確認証は、引渡性能試験の結果をもとに引渡し予定日(平成29年6月)までに、事業者 に交付されるという理解でよろしいでしょうか。 金融機関としては、完工確認証の写しを事業者より受領した 上で融資実行致します。	必要であれば交付します。
要求水準書(案) 88	意見	24	7	第4章	4.5					バイオガスの発生量は投入バイオマスの性状と量に、バイオ ガスの組成は投入バイオマスの各基質の組成割合により生化学 的に決定されます。投入バイオマスの性状及び量は事業者 でコントロールできない事項であることから、性能保証項目 から除外するよう要望いたします。	ご意見として承ります。
要求水準書(案) 89	質問	24	7	第4章	4.5	3	③			各性能保証値について、具体的な数値をご提示下さい。	具体的な数値は事業者の提案によります。
要求水準書(案) 90	質問	24	9	第4章	4.5	(3)	③			排ガス 建設予定地のエリアにNOx総量規制はありますか。	ありません。
要求水準書(案) 91	質問	24	9	第4章	4.5	(3)	③			排ガス 建設予定地のエリアにNOx総量規制がある場合、その規制値 をご教示いただきたく。	ありません。
要求水準書(案) 92	質問	24	10	第4章	4.5	(3)	③			放流水の水質 汚泥処理施設等から発生する返流水の水質を意味するの でしょうか。	ご理解のとおりです。放流水と返流水の定義を募集要項等 でお示しします。
要求水準書(案) 93	質問	24	10	第4章	4.5	(3)	③			放流水の水質 汚泥処理施設等から発生する返流水の水質が結果的にP15の 上限値を超えた場合、何かペナルティーはあるの でしょうか。	募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 94	質問	24	10	第4章	4.5	(3)	③			放流水の水質 汚泥処理施設等から発生する返流水の水質を常時監視する 必要があるの でしょうか。	水質の常時監視が必要です。
要求水準書(案) 95	質問	25	6	第5章	5.1	(1)				維持管理・運営業務仕様書の記載事項については、市が定め て選定事業者へ通知するとありますが、時期はいつ頃を想定 されています でしょうか。	事業者選定後、事業者との協議の上、市が定めます。
要求水準書(案) 96	質問	25	25	第5章	5.2	(1)				(ア)～(ウ)の文中、「本施設を～」とありますが、既存施設の保 守・点検業務は、貴市、選定事業者のいずれが行うの でしょうか。	選定事業者です。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 97	意見	26	6	第5章	5.2	(1)	①			①本施設の修繕・更新業務 「本施設」には、更新対象である、既存機械濃縮設備及び汚泥脱水設備も含まれますが、これらの設備は、必ずしも選定業者が納入した設備とは限りません。撤去までの修繕は、貴市にて行っていただき、更新後の修繕は、選定事業者が行うよう、ご検討をお願いします。	更新対象である既存設備のうち機械濃縮設備及び汚泥脱水設備については、撤去されるまで本市にて修繕を実施します。
要求水準書(案) 98	質問	26	17	第5章	5.2	(2)	②			②既存施設の大規模修繕及び更新業務 「維持管理対象である既存施設の大規模修繕及び更新は～市が行う」とありますが、汚泥乾燥機を更新する場合は、選定事業者が行う、と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 99	質問	26	18	第5章	5.2	(2)	②			既存施設の大規模補修および更新業務について、設計・建設期間中に更新するものについてご提示願います。また、維持管理・運営期間中に更新するものについては更新時期をご提示願います。	平成26年度末に長寿命化計画を策定予定です。また、維持管理・運営期間中に更新するものについては、設備の劣化状況を踏まえ事業者から市への報告により、両者協議し、市が必要と判断した場合に行うため現時点では未定です。
要求水準書(案) 100	質問	26	18	第5章	5.3	(5)	③			本事業において発生する下水は、中島処理場の合流幹線に接続するとありますが、合流幹線の図面（接続マンホール等）をご提示願います。また、新規建設用地にある施設からの排水場所として中継ポンプ場への接続は可能でしょうか。	質問回答別添資料6 中島処理場下水管図にて参考の接続箇所を示しますが、最終的には協議により接続箇所を決定します。また、中継ポンプ場への接続は不可とします。
要求水準書(案) 101	意見	26	27	第5章	5.2	(2)	③			③既存施設の修繕業務 既存施設の汚泥乾燥設備は、必ずしも選定事業者が納入した設備とは限りません。撤去するまでの修繕は、貴市にて行っていただき、更新後の修繕は、選定事業者が行うよう、ご検討をお願いします。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
要求水準書(案) 102	質問	26	28	第5章	5.2	(2)	③			市の既存施設に対する長寿命化計画は平成26年度末に策定予定のため、市の長寿命化計画を参考にした修繕計画は、提案時において立案できません。民間事業者側が計画する既存施設の修繕業務と、市の長寿命化計画はどのように整合を図ることになるのかご教示願います。	長寿命化計画作成の参考とするため、提案時に市が実施すべき既存施設の長寿命化計画をご提案ください。修繕計画は、ご提案いただいた長寿命化計画に基づいてご提案ください。
要求水準書(案) 103	意見	26	28	第5章	5.2	(2)	③			選定事業者が既存施設の修繕計画を策定し、修繕費用を正確に見積もることは困難かと思えます。既存施設の修繕業務は市が実施するほうが効率的であると思えます。	原案のとおりとします。
要求水準書(案) 104	質問	26	28	第5章	5.2	(2)	②			H26年度末に長寿命化計画が策定され、それに基づいた修繕を行うことになっていますので、提案段階では事業計画に見込めないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案) 質問回答No. 102をご参照ください。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 105	質問	27	11	第5章	5.3	(1)	②			選定事業者は、生ごみの成分・含水率を測定し、受入固形物量を算定し記録するとありますが、測定方法、頻度等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 106	質問	27	20	第5章	5.3	(1)	⑥			貴市が負担される資源化センターへの搬入料金を除き、運搬業務にかかる費用は全て選定事業者が負担するというのでしょうか。	市からのサービス対価で充当してください。
要求水準書(案) 107	質問	27	28	第5章	5.3		⑥			『生ごみ、し尿・浄化槽汚泥等の受入時に発酵不適物が発生する場合、選定事業者が資源化センターへ運搬するものとする。』とありますが、事業者にて運搬単価(〇〇円/t又は△△円/回)を提案し、発酵不適物の搬入量又は回数に応じて貴市にてご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。固定費ではなく変動費による精算との理解でよろしいでしょうか。	実施方針第1-7(1)イに示す維持管理・運営業務の対価の式に基づき精算します。固定料金、変動料金のいずれで見込んでいただいても結構です。
要求水準書(案) 108	質問	28	3	第5章	5.3	(3)				選定事業者は、本事業の実施に際して必要となる各種試験を行うこととの記載がありますが、試験の規模、期間、頻度、方法等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	提案をもとに市と協議の上決定します。
要求水準書(案) 109	質問	29	8	第5章	5.3	(5)	②			電気については、貴市にて受電・契約し、事業者は貴市に対して使用した量に当たる電気代を支払えば良いとの理解でよろしいでしょうか。	事業者自らが受電・契約を行ってください。
要求水準書(案) 110	質問	29	12	第5章	5.3	(5)	②			設備で使用する処理水は、無償で支給いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	無償で提供しますが、日最大1,000m ³ 、時間最大60m ³ の上限があります。(要求水準書(案)6頁参照)
要求水準書(案) 111	質問	29	16	第5章	5.2	(2)	③			今回事業で発生する汚泥処理施設の返流水は合流幹線に放流するとの理解でよろしいでしょうか。また、接続地点はどこになるのかご教示いただきたく。	添付「中島処理場下水管図」にて参考の接続箇所を示しますが、最終的には協議により接続箇所を決定します。
要求水準書(案) 112	質問	29	27	第5章	5.4	(2)				ここでいう警備業務とは、警備業法によるものではなく、施設保安業務との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 113	質問	30	12	第5章	5.4	(4)				本施設は防災拠点ではないと理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	平成26年12月末までは救援部隊活動拠点として継続して指定される予定ですが、平成27年1月からは指定されません。
要求水準書(案) 114	質問	30	12	第5章	5.4	(4)	(オ)			「備蓄資材」とは何でしょうか。また、これは貴市が調達されると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	備蓄資材とは「火災等の緊急時」に適切に対応するための資材です。万が一、火災等により本施設が破損し、周辺環境等に影響を与えるような状況に陥った場合、それを未然に防ぐことを想定しています。備蓄資材については事業者が調達し、管理を行ってください。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 115	質問	30	12	第5章	5.4	(4)	(イ)	㌦		備蓄資材の購入手配は市の業務範囲と想定しますが、項目・備蓄量の目安をご教示いただきたく。	質問回答No. 114をご参照ください。
要求水準書(案) 116	質問	30	14	第5章	5.4	(5)				想定される施設見学の頻度、対象年齢、見学1回あたりの参加人数について、ご教示ください。	本施設完成後は関係自治体からの見学者の増加を想定していますが市では人数等までお示しすることはできません。事業者の経験等を踏まえた提案を求めます。 参考までに、中島処理場では小学生を中心に年間で8～10校、600～800人の見学者があり、時期は5～7月に集中しています。1回あたりの参加人数は30～90人（1～3クラス）です。
要求水準書(案) 117	質問	30	14	第5章	5.4	(5)				パンフレットについて、仕様（大人用、子供用等）、ページ数、作成枚数等は提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）質問回答No. 10をご参照ください。
要求水準書(案) 118	質問	30	15	第5章	5.4	(5)	①			パンフレットの作成部数（供用開始時〇部、通常時年間〇部等）、作成種類（対象者別等）・頻度・数量をご教示いただけないでしょうか、ご教示ください。	要求水準書（案）質問回答No. 10をご参照ください。
要求水準書(案) 119	質問	30	16	第5章	5.4	(5)	①			ご指定のパンフレットの作成部数がありましたら、ご教示ください。	要求水準書（案）質問回答No. 10をご参照ください。
要求水準書(案) 120	質問	30	21	第5章	5.4	(5)	②			安全な見学ルート確保のみで良いのでしょうか？見学しやすい設備（例 全体俯瞰できる）の設置まで求められているのでしょうか、ご教示ください。	指定はありません。事業者の経験等を踏まえた提案を求めます。
要求水準書(案) 121	質問	31	7	第5章	5.5	(1)				業務終了時の状態としては、すべての施設・設備等が支障なく使用できる状態とありますが、具体的にどのような状態であればよいのでしょうか。	状態を具体的に指定することは出来ません。要求水準書に示した事項を満足し、「すべての施設・設備等が支障なく使用できる状態」とさせていただきます。
要求水準書(案) 122	質問	32	18	第6章					(イ)	「選定事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある。」とありますが、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得するのはSPCではなく、当該業務を受託する企業と理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	市がSPCに運搬を委託するため、SPCが許可を取得し、運搬しなければなりません。SPCが構成企業等に委託することは、再委託になり、禁止されています。
要求水準書(案) 123	質問	32	18	第6章					(イ)	選定事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があるとの記載がありますが、SPCが当該許可を取得する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 124	質問	32	18	第6章					(イ)	選定事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があるとの記載がありますが、万が一のケース（提案上は利活用できるとの判断をしていた場合でも、トラブル、性状等に起因して処理が必要になった場合を想定）を考慮するとSPCは必ず当該許可を取得する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋市の産業廃棄物を運搬するために許可を取得する必要があります。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 125	質問	32	18	第6章			(エ)			「選定事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります」とありますが、SPCが当該許可を取得しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 126	質問	33	2	第7章	7.1					未利用地利活用業務は、独立採算の事業かと存じますが、設計・建設・維持管理に要する費用は、応札金額に含むのでしょうか。	応札額には含みません。
要求水準書(案) 127	質問	33	2	第7章	7.1					未利用地利活用業務の事業期間はどのようにお考えでしょうか。開始、終了は任意でしょうか。	特定事業と同じ事業期間内です。
要求水準書(案) 128	質問	33	2	第7章	7.1					次期更新施設相当面積を未利用地内に確保し利用不可とありますが、次期更新事業を実施するまでの間は利用可能でしょうか。	利用可能ですが、更新時まで撤去してください。
要求水準書(案) 129	質問	33	4	第7章	7.1					次期更新敷地相当面積の考え方として、更新方法を全設備一括で無く、スクラップアンドビルトの段階更新でも可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
要求水準書(案) 130	質問	33	4	第7章	7.1					次期更新敷地相当面積とは、提案による施設面積と同程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 131	質問	33	6	第7章	7.1					下水処理場内における用地貸付けによる事業ということですが、具体的な制約、留意事項がありましたらご教示ください。	実施方針質問回答No. 74をご参照ください。
要求水準書(案) 132	質問	33	11	第7章	7.1					未利用地の提案をしない場合、貴市が求める未利用地の位置に条件は無いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)33頁 7章 7.1のとおりです。
要求水準書(案) 133	質問	33	13	第7章	7.2					提案バイオマスの処理業務は、独立採算の事業かと存じますが、設計・建設・維持管理に要する費用は、応札金額に含むのでしょうか。	応札額には含みません。
要求水準書(案) 134	質問	33	13	第7章	7.2					提案バイオマスの処理業務の事業期間はどのようにお考えでしょうか。開始、終了は任意でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 135	質問	34	21	第8章	8.2	(2)				別紙15には余剰汚泥、再生水に関する接続箇所・分界点が示されておりませんので、ご指示いただきたく。	要求水準書(案) 質問回答No. 29をご参照ください。
要求水準書(案) 136	質問	添付資料-1							別紙1-1	既存建設用地と新規建設用地間の都市計画道路を横断する配管の施工方法、条件について規定がありましたら、ご教示願います。	要求水準書(案) 別紙7-2のとおりです。
要求水準書(案) 137	質問	添付資料-29								切土(56,648)に対し、盛土(21,796)量が上回るものと推定します。余剰残土の処分方法について、ご教示ください。	要求水準書(案) 19頁第4章4.2 (3) のとおりです。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 138	意見	添付資料-38							別紙11	(30) 監視制御設備、(31) 電気設備、(32) 計測設備について、設置年度を募集要項等での開示をご検討ください。	要求水準書(案) 添付資料 別紙11 既存汚泥処理施設の仕様に記載のとおりです。
要求水準書(案) 139	質問	添付資料-51	-						別紙12-1	下水幹線位置図が不鮮明で判別できないため、拡大版をご提供いただきたく。	質問回答別添資料6 中島処理場下水管図をご参照ください。
要求水準書(案) 140	質問	添付資料-53	-							給配水戸番図の全体図における位置をご教示いただきたく。	要求水準書(案) 添付資料52をご参照ください。
要求水準書(案) 141	質問	添付資料-55	番号3						別紙13	放流水 中島処理場への返流水が該当すると考えてよろしいでしょうか。	放流水と返流水の定義を募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 142	質問	添付資料-61	-						別紙15	不鮮明で判別できないため、拡大版をご提供いただきたく。	質問回答別添資料11中島処理場既存施設との分界点をご参照ください。
要求水準書(案) 143	質問	添付資料-7							別紙2	生ごみのVS値をご提示願います。	参考値として募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 144	質問	添付資料-7							別紙2	公共下水道汚泥の各試料および地域下水道汚泥の重量をそれぞれご提示願います。	1立法メートル≒1t(比重1)と考えてください。
要求水準書(案) 145	質問	添付資料-7							別紙2	ここでは富士見台処理場が地域下水道汚泥に分類されています。要求水準書P.2 1.3-(2)-(ウ)分類、及び要求水準書添付資料3の施設一覧」では、公共下水道汚泥に分類されていますが、どちらが正しいのでしょうか。	富士見台処理場は公共下水道となります。富士見台処理場汚泥は「濃縮汚泥(場外)」に投入することになりますが、H29年度末までは生ごみ受入ホップに投入してください。なお、地域下水道汚泥等の汚泥性状データは添付のとおりです。
要求水準書(案) 146	質問	添付資料-7							別紙2	『別紙2に示される処理対象物(汚泥・生ごみ等)の性状分析結果を外れた場合は、サービス対価を精算していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	受入汚泥・生ごみの質については、一定の幅を設定し、一定の幅の範囲内での変動は事業者のリスク、それ以上の変動については、市のリスクとすることを想定しています。幅については、募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 147	質問	添付資料-7	-						別紙2	試料欄に「脱水汚泥(富士見台処理場混合)」とありますが、富士見台処理場は公共下水道汚泥となります。(添付資料-3参照) 地域下水道汚泥の「特定環境保全公共下水道処理場(3カ所)」、「農業集落排水処理施設処理場(5カ所)」の汚泥性状をご教示いただきたく。	要求水準書(案) 質問回答No. 145をご参照ください。
要求水準書(案) 148	質問	添付資料-7	-						別紙2	試料欄に「資源化センター搬入ごみ」とありますが、示された分析結果は、搬入可燃ごみ中の生ごみ(厨芥類等の有機性ごみ)の値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。参考値として募集要項等でお示しします。

要求水準書(案)回答

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書(案) 149	質問	添付資料-7	-						別紙2	生ごみ(家庭系・事業系一般廃棄物混合)の「VS」の分析値をご教示いただきたく。	参考値として募集要項等でお示しします。
要求水準書(案) 150	質問	要求水準書添付資料	-						図面類全般	要求水準書添付資料-1、4~6、10~27、30、35、54、61に関し、鮮明な資料をご提供いただきたく。	質問回答別添資料8不鮮明資料についてをご参照ください。
要求水準書(案) 151	質問									下記の施設の機器平断面図をご提示願います。 汚泥貯留棟、汚泥処理棟、重力濃縮棟	要求水準書(案)質問回答No. 54をご参照ください。